# 点検評価ポートフォリオ 公立鳥取環境大学

2020年5月

### はじめに

本学は、鳥取県東部の鳥取市若葉台に位置し、鳥取県と鳥取市により設立された学校法人が運営する公設民営方式の私立大学として、2001(平成13)年4月に開学した。鳥取県の自然環境や人的・物的資源を有効に活用しつつ、21世紀の最重要課題の一つである環境問題について、共生の理念の下にこれに広く取り組み解決できる人材の育成と創造的な学術研究を行うとともに、地域経済の発展や地域文化の振興に大きく寄与するために、「環境情報学部」に「環境政策学科」、「環境デザイン学科」、「情報システム学科」を置く1学部3学科体制でスタートした。

開学当初の志願者は約900人と定員の3倍近くにのぼったが、その後は志願者の減少が続き、2004 (平成16)年度から入学定員割れが始まった。学内では学生確保に向けた協議・検討を行い、様々な対策を講じるとともに、学部学科の在り方、授業料の考え方、県内高校生や県民などの意向把握等、様々な視点からの分析・検討を行ってきた。将来的な学部・学科改編を含む大学改革を前進させるとともに、鳥取県及び鳥取市に対して公立化を働きかけ、2011(平成23)年に鳥取県議会及び鳥取市議会で公立大学へ移行することが承認された。2012(平成24)年4月、鳥取県と鳥取市が設置する公立大学法人へと設置者の変更を行うと同時に、過去の環境に関する学術研究の蓄積を活かした「環境学部」と、山陰地方としては初めてとなる「経営学部」を開設し、「環境情報学部」は募集を停止した。

公立化以降、教職員が一丸となって、教育改革、新たな魅力づくり、運営体制の改革に取り組み、実験研究棟の建設など学修環境の整備に努め、また、地域連携や地域貢献にも力を入れてきた結果、入試では公立化以降の志願倍率は5倍程度を維持するとともに、公立化以降の入学生の就職率は100%に迫る等、確実な成果が出ている。

さて、本学における自己点検・評価は、4学年の完成年度を迎えた2004(平成16)年度、第1期認証評価の2007(平成19)年度、第2期認証評価の2013(平成25)年度に続き、今回で4回目となる。2013(平成25)年度に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価では、本学は同協会が作成した大学基準に適合しているとの認定を受けている。

今回の自己点検・評価は、各学部・諸組織における自己点検・評価を基に、自己点検・評価委員会において全学の自己点検・評価を実施し、点検評価ポートフォリオとして取り纏めることとした。この自己点検・評価を実施する過程で明らかになった課題は、内部質保証推進会議で協議を行い、容易に取り組めるものは直ちに改善措置を講じ、また、検討に時間を要するものは改善の方向性を明らかにするよう努めた。点検評価ポートフォリオ案については、外部の有識者による評価会、教授会への説明を含め、全学の教職員から意見を聴取するとともに、審議機関である教育研究審議会及び経営審議会で審議した上で、最終決定を行った。

# 目次

大学(	)概要	2
大学の	)目的	5
ΙſĮ	基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ	教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学)	8
	(②大学院)	
口	教員組織に関すること(①大学)	
	(②大学院)	
ハ	教育課程に関すること(①大学)	…16
	(②大学院)	
=	施設及び設備に関すること	
ホ	事務組織に関すること	22
^	卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	
7	教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	
チ	教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	
リ	財務に関すること	
ヌ	イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
I [∄	基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料····································	35
F+		
<u> </u>	基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料····································	…43
≑ग्र ≓∵ ≓	で (本 共 ) ス 甘 7 株 二	<b>~</b> -
祁亚市	『価共通基礎データ	91

# 大学の概要

### (1) 大学名

公立鳥取環境大学

### (2) 所在地

鳥取県鳥取市若葉台北一丁目1-1

### (3) 学部等の構成

学部:環境学部、経営学部 研究科:環境経営研究科

関連施設:人間形成教育センター、情報メディアセンター、サステイナビリティ研究所、

地域イノベーション研究センター、国際交流センター

### (4) 学生数及び教職員数(令和2年5月1日時点)

学生数:学部1,238名、大学院8名

専任教員数:62名

### (5) 理念と特徴

公立鳥取環境大学は 「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な 学術研究を行うことを基本理念としている。

また、本学の特徴として以下の3点が挙げられる。

①環境と経営の2つの視点の学び

社会の「持続可能な発展」のためには人材の育成と学術的研究を「環境保全」と「経済発展」の側面から考えることが必要である。本学では「環境学部」「経営学部」それぞれの学部の専門分野の基礎を相互履修することで、「環境」「経営」 2 つの視点を養える環境を整えている。

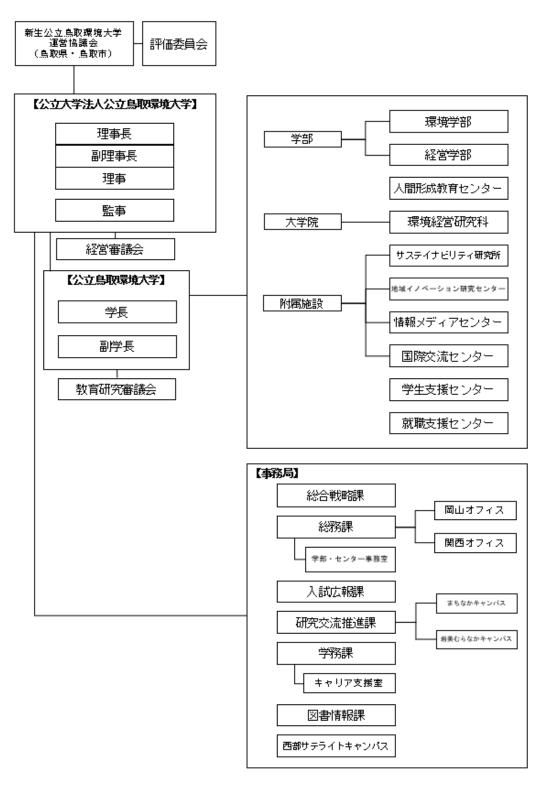
②地域に根差したオリジナルなプログラム

まず、鳥取の人々の中に入っていくことで、柔軟性、コミュニケーション能力などを鍛える。そのうえで、高齢化、地域活性化など、まだ答えが見つかっていない様々な問題に接することで、様々な困難を乗り越える力を身に付ける。

③関わり合いの豊かな環境

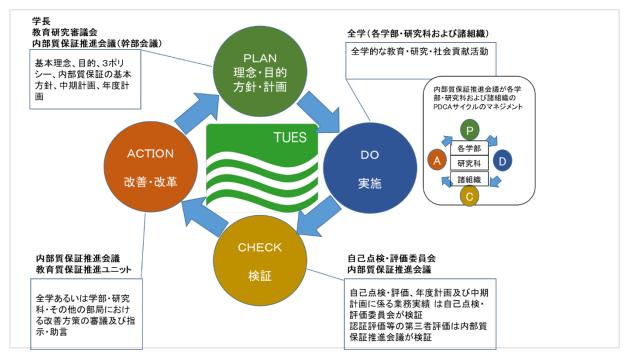
小規模な本学では、教員や職員が学生の身近におり、親身に指導する。また行動型教育プログラムにより、学部、学年を超えて学び合い、また鳥取の人々と触れ合うことで、豊かな人間性を育んでいる。

### (6) 大学組織図



本学は、教育研究上の基本となる組織として2学部・1研究科を設置しており、教育の充実を図るために1つのセンターを置いている。附属施設として4つのセンター等を設置しているほか、学生の支援組織として2つのセンターを設置している。関係の委員会等と連携を取りながらそれぞれの専門事項について業務を行っている。

### (7) 内部質保証体制図



全学的な内部質保証は、学長を議長とし、副学長、学部長、研究科長、人間形成教育センター長、副理事長、事務局長及び特命学長補佐で構成される内部質保証推進会議が主体となり、上記の枠組みを基軸に推進している。内部質保証推進会議を補完する組織として教育質保証推進ユニットを設置しており、教育の質保証に係る専門的事項及び学長が必要と認める事項に関する調査、研究、並びに立案を行い学長に提言を行なっている。

### 1) 方針・計画 (PLAN)

本学は、鳥取県と鳥取市が設立した公立大学法人公立鳥取環境大学が設置する大学であり、教育研究に関する重要事項を審議する全学的な機関として、学長を議長とし、副学長、学部・研究科その他の教育研究上の重要な組織の長、法人外で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者等で構成する教育研究審議会を設置している。ここで、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー (3つのポリシー)をはじめとする各種方針、中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)等を審議する。

### 2) 実施 (DO)

方針や計画に沿って、各学部・研究科及び諸組織は教育研究活動等を実施する。

### 3) 検証(CHECK)

各学部・研究科及び諸組織は、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を定期的に実施することとしており、これを基に、自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価を実施する。

### 4)改善(ACTION)

内部質保証推進会議は、全学の自己点検・評価結果の適切性及び有効性の評価及び改善すべき事項に 関して審議する。学長は、この審議結果に基づき、改善を要すると認める事項については、関係組織又 は教職員に対して、改善の勧告等を行なう。

# 大学の目的

- (1) 学則
- ·公立鳥取環境大学学則 (目的)
  - 第1条 公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)は、広く知識を授け、深く専門の学術を教育・研究し、人と社会と自然との共生を実現していくため、豊かな人間性にあふれ、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成する。また、持続的な社会の発展を目指し、地域の自然環境や人と人とのつながりを大切にするローカルな視点を持ちながら、自然環境の保全と人類の経済発展の両面にわたりグローバルに活躍できるバランス感覚に優れた、地域とつながり、地域を担う人材、世界に羽ばたく人材を育成する。
- ·公立鳥取環境大学大学院学則 (目的)
  - 第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展と産業の振興に寄与することを目的とする。

I「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学)

# (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 理念

本学は、鳥取県東部の鳥取市若葉台に位置し、鳥取県と鳥取市により設立された学校法人が運営する公設民営方式の私立大学として、2001 (平成13) 年4月に開学した。本学の基本理念は「『人と社会と自然との共生』の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うこと」であり、2012 (平成24) 年の公立大学化以降も引き継がれた。

### 2)目的

基本理念に基づき自然環境と企業経営の両面に深い理解を持つ人材育成を行うこととし、公立化を契機に「環境学部」及び「経営学部」の2学部構成にした。2012(平成24)年に、現行の目的を設定し、学則第1条に定めている。

### 3)設置学部

公立大学化を契機に、基本理念に繋がる豊かな自然環境の保全と人間の経済活動とのバランスを考えた持続的な社会の構築を目指して、大学の目的を学則第1条のとおり定めるとともに、新たに「環境学部環境学科」と「経営学部経営学科」を設置し、公立大学化以前の「環境情報学部」の4学科は募集停止した。「環境学部」と「経営学部」の教育研究上の目的についても、基本理念及び全学の目的を基に、学則第4条のとおり規定している。

これらについては、公立大学化を検討するなかで本学、 鳥取県及び鳥取市の三者が構成する「新生公立鳥取環境大 学設置協議会」、鳥取県議会及び鳥取市議会において承認 されており、適切に設定されているといえる。

### 4) 人間形成教育センター

人間形成に関わる教育(国際性から地域性、自然科学から社会科学、人文学まで、「知力」「人間力」「対応力」の土台をつくる幅広い学び)の充実を図ることを目的に人間形成教育センターを設置している。人間形成教育センターにおいて、総合教育科目、環境基礎科目、外国語科目、情報処理科目、キャリアデザイン科目及び総合演習科目に区分される人間形成教育科目の授業計画の立案及び開講を行っている。

また、人間形成教育センターは人間形成教育に関する研究の他、センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の活動を行っている。

### 5) 収容定員

収容定員は、学則第3条に学部(学科)ごとに、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し定められており、収容定員を大幅に超える 状況ではない。

### 6) 名称

学部等の名称は、各学部等の教育研究上及び人材育成上 の目的に鑑みて、適当である。

表 各学部の入学定員と収容定員、入学者数(令和2年度)と学生数(令和2年5月1日時点、単位:人)

(,: 15 5 1 6	) ) 1 I I II II ////	平匹,八		
学部学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
環境学部	138	152	556	611
環境学科				
経営学部	138	154	556	627
経営学科				
計	276	306	1, 112	1, 238

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	理念・目的を踏まえて、適切に学部を設置している。
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料(リンク)
号	教育基本法	
1	第七条 (大学) 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	公立鳥取環境大学学則 第1条(目的) 公立鳥取環境大学 Web ページ 基本理念
	学校教育法	
2	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	公立鳥取環境大学学則 第1条(目的)
	大学設置基準	
3	第二条(教育研究上の目的) 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を 学則等に定めるものとする。	公立鳥取環境大学学 <u>則</u> 第4条(学部の目的)
4	第三条(学部) 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	公立鳥取環境大学学則 第3条(学部、学科及び学生 定員) 公立鳥取環境大学 Web ページ 教員数
5	<ul><li>第四条(学科)</li><li>学部には、専攻により学科を設ける。</li><li>2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</li></ul>	公立鳥取環境大学学則 第3条(学部、学科及び学生 定員) 公立鳥取環境大学人間形成教 育センター運営規程
6	第五条 (課程) 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	
Ī	第十八条(収容定員) 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	公立鳥取環境大学学則 第3条(学部、学科及び学生 定員) 公立鳥取環境大学 Web ページ 学生数 土地建物 過去の入試結果
8	第四十条の四(大学等の名称) 大学、学部及び学科(以下「大学等」という。)の名称は、大学等として適当であるとともに、 当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	公立鳥取環境大学学則 第3条(学部、学科及び学生 定員)

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(②大学院)

# (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1)目的

本学大学院は、学校教育法の趣旨に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展と産業の振興に寄与することを目的として、大学院学則第2条に定めている。また、大学院設置基準を踏まえ、修士課程における人材育成上の目的として、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことと、大学院学則第4条第2項に定めている。

### 2) 大学院の組織

本学大学院は、2016 (平成 28) 年3月に環境学部と経営学部の最初の卒業生に合わせて、同年4月、それまでの環境情報学研究科を母体とし、環境経営研究科を設置しており、公立鳥取環境大学大学院学則第2条に定められた教育研究上の目的を達成するため、大学院学則第5条において設置を定めている。

大学の基本理念である「人と社会と自然との共生」を 念頭に、環境経営研究科の修士課程に環境学専攻、経営 学専攻の2専攻を置き、環境学及び経営学の知見を踏ま え、各々の専攻の立場から、環境問題や地域問題等を考 察し、積極的、中心的に寄与できる人材を養成している。

### 3) 収容定員

収容定員は、大学院学則第6条に専攻ごとに定められている。

ただし、両専攻ともに入学定員の未充足が常態化している。その改善に向けて、大学内での在校生に向けた説明会を、新学期開始時のガイダンス時の会も含め年2回、主に鳥取県内の社会人を対象にした説明会を学外で年2回行い、外国人留学生を対象にした説明会を学外で年1回行っている。また県内の公的機関を中心に、大学院案内のパンフレットを置くなどして入学定員の充足に向けて取組みを行っている。

さらに、本学が現役社会人向けに開催している「社会 人キャリアアップのための公開講座」において、大学院 の紹介を行うとともに、参加者との意見交換により学び 直しに対するニーズ把握に取り組んでいる。

### 4) 名称

「2)大学院の組織」で記載のとおり、環境学専攻と経営 学専攻の2専攻を置いており、研究科等の教育研究上及び人 材育成上の目的に鑑みて研究科等の名称は適切である。

表 各専攻の入学定員と収容定員、入学者数(令和2年度)と学生数(令和2年5月1日時点、単位:人)

(11112 + 071 1	日 57 27 7 15	. / ()		
環境経営研究科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
環境学専攻	10	2	20	5
経営学専攻	5	2	10	3
計	15	4	30	8

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	理念・目的を踏まえて、適切に学部を設置している。
改善を要する点	入学定員の未充足が常態化している。継続して広報活動を強化するとともに、社会人の学び直しのニーズを把握、対応するなどして、入学者を確保していく必要がある。

	2/ 関係広り寺に対応りる関理具科	
番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法	
1	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	公立鳥取環境大学大学院学則 第2条(目的) 第4条(課程)
	ための保い学識及の早越した能力を培うことを目的とするものは、専門職人学院とする。 大学院設置基準	
2	<b>(人子)</b>	(同上)
3	<ul><li>第二条(大学院の課程)</li><li>大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。</li><li>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</li></ul>	公立鳥取環境大学大学院学則 第4条(課程) 第5条(研究科等)
4	第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	公立鳥取環境大学大学院学則 第4条(課程) 第5条(研究科等) 第7条(修業年限)
(g)	<ul> <li>第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</li> <li>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。</li> <li>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。</li> <li>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</li> <li>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。</li> </ul>	(該当しない)
6	第五条 (研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類 及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められる ものとする。	公立鳥取環境大学大学院学則 第4条(課程) 公立鳥取環境大学 Web ページ 教員数
7	<ul><li>第六条(専攻)</li><li>研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</li><li>前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</li></ul>	公立鳥取環境大学大学院学則 第5条(研究科等)
8	第十条(収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること 第二十二条の四(研究科等の名称)	公立鳥取環境大学大学院学則 第6条(定員) 公立鳥取環境大学大学院学則
9	研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、 当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	第4条(課程)

# ロ 教員組織に関すること(①大学)

# (1) 自己点検・評価の実施状況

本学では、教員組織に関しては、教員組織の編成方針及び第2期中期計画に「専任教員数、教授数をそれぞれの学部、人間形成教育センター及び大学院に適正に配置するとともに、特に力を入れる分野には、重点的な教員配置も検討します。また、年齢構成や専任教員と非常勤教員の比率にも配慮しつつ、主要科目については専任教員が担当します。」と定め、大学ホームページにて公表している。

教員組織の編制は、学長を中心に人事委員会において検討し、環境学部、経営学部、人間形成教育センターへ専任教員を配置しており、以下の表のとおり、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。公立大学法人公立鳥取環境大学に置く職及びその選考に関する規程に基づき、学部長及びセンター長がそれぞれの組織の業務を管掌している。

なお、環境経営研究科、サステイナビリティ研究所および地域イノベーション研究センターは学部教員が兼担しており、専任教員の配置はしていない。

表 学部別収容定員数と専任教員数(令和2年5月1日時点、単位:人)

表 1 的加入工作员数 1 下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下						
区分	収容定	必要な専	専任教	専任教員数		S/T 比
	員数	任教員数		内、教授	内、准教授等	
環境学部 環境学科	556	17	28	13	15	21.82
経営学部 経営学科	556	14	24	11	13	26. 13
人間形成教 育センター			10	5	5	
大学全体	1, 112	46	62	29	33	19.97

### 1) 教授会

公立鳥取環境大学学則第 12 条及び公立鳥取環境大学教授会規程に従い、教授会を置き、基本的には毎月第 3 水曜日の 4 限に開催している。全学の一体感を高めるために、学部ごとではなく、全学の教授会を設置し、学長、副学長、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織している。このことにより全教員の意識統一が実現できている。教授会では、学長が「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」、「教育課程の編成」について決定を行うにあたり、学長に意見を述べるほか、教育研究に関する事項について審議している。

また、本学の学部及び人間形成教育センターにおける運営に係る重要事項について必要な連絡調整及び協議を行うために、公立鳥取環境大学組織規程第6条の2に定めているとおり学部等連絡調整会議を置いている。この各調整

会議で協議された内容を踏まえ、幹部会議や教授会にて全学的な審議がされている。

### 2) 教員の選考等・年齢構成

教員の募集、採用等については、公立大学法人公立鳥取環境大学教員採用及び昇任の手続きに関する規程に規定している。教員の採用が必要となった場合、公立鳥取環境大学人事委員会規程に基づき人事委員会において個別に採用方針として募集要項を決定している。採用方法は公募または推薦により行っており、職位ごとに求める能力および基準について公立鳥取環境大学人事委員会規程第7条第2項及び公立鳥取環境大学教員資格審査基準に基づき審査を行っている。

専任教員 62 名の年齢構成は、前回の認証評価を受審した際は 60 歳代に偏っていたが、現在は 30 歳代 7名、40 歳代 20名、50歳代 19名、60歳代 16名と、バランスよく分布している。性別の構成については、やや男性が多い傾向にあるが、各学部に偏りなく女性教員が配置されている。

### 3) 授業科目の担当

人間形成教育科目(総合教育科目、環境基礎科目、外国語科目、情報処理科目、キャリアデザイン科目及び総合演習科目)については、人間形成教育センターの専任教員を中心に、学部専任教員の協力を得ながら開講している。人間形成教育科目のうち 69%を本学専任教員が担当している。また、学部における専門科目の96%を本学専任教員が担当しており、教育上主要と認める授業科目に必要な教員を適切に配置している。

### 4) 教員の業績評価等

本学では、2012 (平成24) 年度より導入している「教員評価制度」を引き続き実施しており、教員が自ら課題を認識のうえ、目標を設定して主体的に取り組むことで、教員の意識改革や教育・研究活動の活性化に繋がっている。前回の認証評価時は、評価結果を教員の処遇に反映させていなかったが、学内で協議の末、現在は評価結果を役職等の選定に反映させている。

また、教員の研究活動の支援と競争的外部資金獲得を促進するため、学長裁量経費による特別研究費を実施しており、徐々に獲得金額は増加してきており、教員の外部資金外部資金獲得への挑戦意欲の醸成に効果が見られる。詳細は、基準2の取組み3に記載する。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学部等連絡調整会議を設置していることで、各学部及び人間形成教育センターの主要・重要な事柄 について連絡調整がされており、さらに全教員が参加する教授会を開催することで、全学の意識統 一ができている。
改善を要する点	

	2/ 民席広り寺に対応する民建具件	
番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法	
1	<ul> <li>第九十三条</li> <li>大学に、教授会を置く。</li> <li>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</li> <li>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</li> <li>二 学位の授与</li> <li>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</li> <li>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</li> <li>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</li> </ul>	公立鳥取環境大学学則 第12条(教授会) 公立大学法人公立鳥取環境大 学教授会規程 公立大学法人公立鳥取環境大 学組織規程
	大学設置基準	
2	第七条(教員組織) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること	公立鳥取環境大学学則 第6条(人間形成教育センター) 第7条(附属施設) 第8条(事務組織) 公立鳥取環境大学人事委員会 担程 公立大学法人公立鳥取環境大 学組織規程 公立大学法人公立鳥取環境大 学に置く職及びその選考に関 する規程 公立鳥取環境大学 Web ページ 大学役職員 中期計画(Ⅲ(2)①) 教員組織の編成方針 ※年齢構成 公立大学法人公立鳥取環境大 学教員採用及び昇任の手続き に関する規程
3	第十条(授業科目の担当) 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。)に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。	公立鳥取環境大学 Web ページ 講義概要(シラバス) 環境学部環境学科 経営学部経営学科
4	<ul><li>第十二条(専任教員)</li><li>教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。</li><li>2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。</li><li>3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</li></ul>	公立鳥取環境大学学則 第3条(学部、学科及び学生 定員) 公立鳥取環境大学 Web ページ 教員数
5	第十三条(専任教員数) 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	(同上)

# ロ 教員組織に関すること(②大学院)

# (1) 自己点検・評価の実施状況

本学大学院において授業及び研究指導を担当する教員は、公立鳥取環境大学大学院学則第44条の定めのとおり、公立鳥取環境大学の教授、准教授及び講師が兼務しており、附属研究施設との連携体制、教員の選考については、前頁で言及したとおりである。

研究科の教員組織においては、研究科長の下に専攻長を 置き、大学院教育において組織的な連携体制を整え、円滑 な運営を行っている。

大学院に配置する教員数等については、以下の表のとおり、大学院設置基準に照らして必要な教員数を確保している。

表 大学院の専攻別収容定員と教員の配置状況

(令和2年5月1日時点、単位:人)

		必要な教員数		教員の配置状況		
環境経営 研究科	収容定 員数	必要な研究 指導教員数	必要な研究 指導補助教 員数	研究指導	算教員 内、 教授	研究指 導補助 教員
環境学専攻	20	4	3	19	10	5
経営学専攻	10	3	3	17	11	8
計	30	7	6	36	21	13

### 1) 研究科委員会等

公立鳥取環境大学大学院学則第 45 条及び公立鳥取環境 大学大学院研究科委員会規程に従い、研究科委員会を置 き、研究科長、副研究科長、専攻長をもって組織している。 研究科委員会では、

- (1) 入学、退学、休学、懲戒、除籍その他学生の身分に 関する事項
- (2) 学生の試験に関する事項
- (3) 単位認定及び学位に関する事項
- (4)その他研究科に関し学長から諮問された事項に関する事項

について審議している。研究科委員会規程に定める事項については、入試委員会又は研究科運営委員会に委任することができることになっており、委任した事項については、 当該委員会の議決をもって研究科委員会の議決としている。

### 2) 教員の資格等・年齢構成

本学の教員の資格は、公立鳥取環境大学大学院担当教員 資格審査に関する規程第5条により次のいずれかに該当 し、かつその担当する分野に関し高度な教育上の指導能力 があると認められる者を資格審査委員会で審査し、人事委 員会の決議を経て学長が認定している。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者と同等以上と認められる者
- (3) 芸術等特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識と経験を有する 者

なお、大学院担当教員 49 名であり、年齢構成は 30 歳代 6 名、40 歳代 17 名、50 歳代 13 名、60 歳代 13 名と、バランスよく分布している。性別の構成については、学部がやや男性が多い傾向にあるため、大学院も同様にやや男性が多い傾向にある。

### 3) 授業科目の担当

大学院課程専門教育科目の授業の担当状況については、教授、准教授の専任教員が担当する科目数は 61 科目中 51 科目であり、全体平均で大学院専門科目の 84%以上を担当しており、教育活動を展開するために必要な教員を適正に配置している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教員の資格審査を厳格に実施するとともに、大学院設置基準に照らして必要な教員数を上回って教 員を配置している。
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料
号	大学院設置基準	
1	<ul> <li>第八条(教員組織) 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</li> <li>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</li> <li>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</li> <li>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</li> <li>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</li> <li>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</li> <li>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</li> </ul>	立島取環境大学学則 第7条(附属施設) 第8条(事務組織) 公立島取環境大学大学院学則 第44条(教員組織) 公立島取環境大学大学院研究 科委員会規程 公立島取環境大学大学院研究 科運営委員会規程 公立大学法人公立島取環境大学学院研究 科運営委員会規程 公立大学法人公立島取環境大学に置く概及びその選考に関する規程 公立大学役職員 中期計画(Ⅲ(2)①) 教員組織の編成方針 公立大学と及立島取環境大学教員採用及び昇任の手続き に関する規程 公立島取環境大学大学院担当 教員資格審査に関する規程
2	第九条 (教員組織) 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること	教員資格番金に関する規程 (同上)
3	開りること 第九条の二(一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織) 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数(以下「一定規模数」という。)以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。 ※一個の専攻当たりの入学定員の一定の数(「一定規模数」)については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	公立 <u>鳥取環境大学大学院学則</u> 第5条(研究科等)

# ハ 教育課程に関すること(①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

本学の教育課程については、大学、各学部及び研究科ごとに、幹部会議及び教育研究審議会で検討された「教育課程の編成及び実施に関する方針」に具体的に定めている。各学部においては、この方針に基づいた、ふさわしい教育内容を提供していくとともに、教育内容の充実を深めるため、教務委員会及び教授会において教育課程の編成を行っている。

### 1)入学者選抜

アドミッション・ポリシーに沿って、多様な入学者選抜 試験[一般入試(170名)、A0入試(20名)、推薦入試(86 名)、海外帰国生徒特別入試(若干名)、社会人特別入試(若 干名)、私費外国人留学生入試(若干名)、3年次編入学(若 干名)]を実施している。入学者選抜に関わる事項の審議機 関として入試委員会が公立大学法人公立鳥取環境大学組 織規程及び公立鳥取環境大学入試委員会規程に拠り明確 に定義、整備されている。

入試委員会では、学生の受け入れ方針及び入試の実施結果に基づき、制度変更の必要性を協議すると共に、当該年度の入学者選抜試験の実施体制についても併せて協議している。合否判定を含む入試委員会での全ての協議は合議のプロセスを経て行われている。

また、入学者選抜試験の実施に当たっては、関係する職員に対しての説明会を入学者選抜試験毎に実施する等、公正かつ確実な入学者選抜試験業務の遂行にも留意している。特別な配慮が必要な受験者に対しては、事前相談を原則とし入学者選抜要綱に明確にその旨を明記している。本人からの申し出による合理的配慮として、別室受験、座席の前方指定、補聴器の装着、注意事項の文書による伝達等を実施している。

### 2) 教育課程の編成・授業等

本学では、教務委員会の議を経て教授会において、「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づいて教育課程を編成している。すべての科目について単位数、必修・選択の区別、専門科目・非専門科目を明確にし、各年次に配当して編成している。また、本学の教育課程の特徴は、理念、目的及び各ポリシーに掲げる「持続可能な社会づくりのための人材育成」を目指し、「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」として、他学部専門科目及び人間形成科目の履修を可能とする教育課程にしている。詳細は、基準3の取組み

1に記載する。

学生の適切な履修に繋げるため、カリキュラムの整合性を可視化するツールである「カリキュラムマップ」、カリキュラムの体系性・系統性を可視化するツールである「カリキュラムツリー」を教務委員会及び教授会で作成し、2020(令和2)年度の履修登録から活用できるようにしたところである。

授業期間について、学年暦において前期・後期に各々15週の授業期間と1週の定期試験期間を確保しており、学年暦は時間割と合わせて配布及び学内Webに掲載し学生に周知している。授業科目は1単位につき45時間の学修を必要とする内容で構成され、講義の場合は1単位あたり30時間、演習の場合は1単位あたり15時間の自主学習を必要としている。単位の基準を「Campus Guide」に記載し、ガイダンス等で周知している。また、学生が毎週の自主学習時間等を記録するラーニングポートフォリオをチューターが確認し、必要に応じて学生にアドバイスを行っている。更に、半期に履修登録できる単位を24単位までにするほか、2年次から3年次への進級に係る要件を設け、卒業研究及び専門演習3の履修要件を定めて単位の実質化を図っている。

### 3) 成績評価基準 - 卒業認定要件

成績評価基準は、学則及び履修規則で明確に定められており、シラバスに記載された評価項目(試験、レポート、小テスト及び平常の成績等)を勘案して、総合的に判定することとしており、ガイダンス等を通じて学生に対して説明・周知している。成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、成績疑義申立制度を設け「Campus Guide」に記載し、ガイダンスで周知する等、その他学部等で継続的に検討している。

卒業認定基準は、ディプロマ・ポリシーで学位授与にあたっての到達点等を示し、卒業認定要件を学則及び履修規則等で明確に定め、「Campus Guide」に記載するとともに、ガイダンスを通じて学生に対して説明・周知を図っている。卒業認定要件を満たす学生について、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教務委員会、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づいて教育課程を編成し、カリキュラムマップ及び カリキュラムツリーを活用して学生の適切な履修に繋げている。
改善を要する点	

番	2 / 関係広で寺に刈心りの関連具科 関係法令等	関連資料
号	大学設置基準	
7	八子取自基準   第二条の二 (入学者選抜)	
	第二末の二、八子有選扱/   入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	公立鳥取環境大学学則 第19条(入学資格)
	※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	第20条(入学者の出願及び選考)
(1)		公立鳥取環境大学 Web ページ
		学生募集要項 公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程
		第11条(常設委員会)
		公立鳥取環境大学入試委員会規程
	第十九条(教育課程の編成方針) 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科	公立鳥取環境大学 Web ページ カリキュラム・ポリシー
	目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。	公立鳥取環境大学学則
2	2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するととも	第27条(教育課程の編成方針)
	に、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮し なければならない。	公立鳥取環境大学履修規則 第2条(授業科目)
	※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	第2条(10条件目)
	第二十条(教育課程の編成方法)	平成31年度年度計画
3	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し て編成するものとする。	I 1 教育の目的に関する目標を 達成するための措置 (P. 1)
	第二十一条(単位)	公立鳥取環境大学学則
	各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。	第30条(単位の計算方法)
	2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする 内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業	※キャンパスガイド 公立鳥取環境大学 Web ページ
	時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。	講義概要 (シラバス)
	<ul><li>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</li></ul>	環境学部環境学科 経営学部経営学科
	こ 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時	学年曆
4	間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授	※時間割
	業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用に	※ラーニングポートフォリオ 公立鳥取環境大学履修規則
	より行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学	第7条(履修制限)
	が定める時間の授業をもつて一単位とする。	
	3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これ らの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要	
	な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	
(5)	第二十二条(一年間の授業時間) 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。	(同上)
	第二十三条(各授業科目の授業時間)	(同上)
6	各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、 教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限	
	- 教育工心安かめり、かつ、十万な教育効果をあけることができると認められる場合は、この限 - りでない。	
	第二十五条(授業の方法)	a) I de se amulda I Ne a a a a
	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行 うものとする。	公立鳥取環境大学 Web ページ シラバス
	2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度	施設紹介
7	に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。	
	3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合につい	
	ても、同様とする。	
	4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属 施設以外の場所で行うことができる。	
		公立鳥取環境大学学則
	大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示す	第34条(単位の授与)
	るものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保す	第35条(成績の評価) 公立鳥取環境大学履修規則
8	るため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切	第9条(成績評価)
	に行うものとする。	
	※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第百四十七条を参照すること	
	第二十七条(単位の授与)	(同上)
9	大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評	
	し、第二十 末第二級の技業行首に 30.00gg、大手の足のも過剰なガムにより手修の成業を計 価して単位を与えることができる。	
	第二十七条の二(履修科目の登録の上限)	公立鳥取環境大学履修規則
_	大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が 修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる	第7条(履修制限)
10	単位数の上限を定めるよう努めなければならない。	
	2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、 前原に実めると関する。工屋体科目の発見も認めることができる。	
<u> </u>	ては、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	

# ハ 教育課程に関すること(②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

本学大学院の教育課程については、研究科委員会及び教育研究審議会で検討された「教育課程の編成及び実施に関する方針」に具体的に定めている。研究科においては、この方針に基づいた、ふさわしい教育内容を提供していくとともに、教育内容の充実を深めるため、研究科委員会において、教育課程の編成を行っている。

### 1)入学者選抜

大学院課程の入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、一般入試に加え、社会人を対象にした入試(社会人入試)及び外国人留学生を対象にした入試(外国人留学生入試)を行っている。

• 一般入試

募集人員:1期15名、2期若干名

選抜方法:筆記試験[専門科目(指定された専門科

目群の中から1科目選択)、英語]、面接

及び出願書類

• 社会人入試

募集人員:1期若干名、2期若干名 選抜方法:小論文、面接及び出願書類

· 外国人留学生入試

募集人員:1期若干名、2期若干名

選抜方法:筆記試験[専門科目(指定された専門科

目群の中から1科目選択)]、面接及び

出願書類

いずれの試験区分においても入学者が希望する専門科目と教育内容とのミスマッチを防ぐため、出願前に希望する指導教員名を確認し、希望教員と事前に面談してもらい、本研究科の理念、内容を説明したうえで研究計画を立てもらっている。

試験においては、研究能力以外にも、特に面接において、受け入れ方針に合致する自律的な学修意欲の有無に関して評価を行っている。入学者選抜に関わる事項を研究科運営委員会において審議を行い、入試委員会において決定している。また、出題・採点に関して、専攻長らを介するダブルチェックの体制をとるなど、公平・公正な試験を徹底している。

### 2) 教育課程の編成・授業等

本研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を体系的に設置・編成している。1年次を中心に、環境学と経営学両者の知見を融合させた科目を必修選択として学修させる構成にしている。2年次ではそれらの科目も踏まえた科目を学修し、修士論文・作品の完成に努める。

学生と教員は話し合い、年度初めに教育・研究指導計画 書を作成し、所属する専攻の専攻長に提出する。専攻長は 内容をチェックし、必要に応じて指導教員に改善を求め る。また学期の終わりには、教育・研究が計画に沿ってど の程度進んだかを確認するための「進捗報告書」を学生及 び指導教員が制作し専攻長に提出する。専攻長は内容をチェックし、必要に応じて指導教員に改善を求めている。

### 3) 成績評価基準・修了認定基準

授業計画、成績評価の方法は、あらかじめ専攻長が点検 し、必要に応じて改善されたものを各教員がシラバスに記 載し学生に周知している。学修の成果及び学位論文に係る 評価並びに修了の認定に当たっての客観性及び厳格性を 確保するために、内部質保証推進会議及び研究科委員会で 議論を重ね、ルーブリックを2020(令和2)年度より導入 した。授業科目のルーブリックでは、その回に対応するシ ラバスの到達目標及び全学の修学目標 (DP) を意識して、 「到達目標に関する理解」及び「授業態度・修学意欲」の 評価を4段階で行い、授業回ごとに記録する。また、論文 審査と最終試験のルーブリックでは、公立鳥取環境大学大 学院修士学位審査要綱に基づいた評価項目に対して4段 階で評価することにしている。この記録したルーブリック は学期末に専攻長が確認している。ルーブリックと合わせ 成績疑義申立制度等により、学修の成果及び学位論文に係 る評価の客観性及び厳格性を確保している。

修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーで学位授与にあたっての到達点等を示し、修了要件を大学院学則及び履修規則等で明確に定め、「Campus Guide」に記載するとともに、ガイダンスを通じて学生に対して説明・周知を図っている。修了要件を満たす学生について、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、研究科委員会が審議し学長が修了を認定し、修士の学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育・研究指導計画書及び進捗報告書を活用し、適切に研究指導を行っている。
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料
号	大学院設置基準	
1	第一条の三 (入学者選抜) 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	公立鳥取環境大学大学院学則 第19条(入学資格) 公立鳥取環境大学大学院研究 科委員会規程 公立鳥取環境大学大学院研究 科運営委員会規程 公立鳥取環境大学 Web ページ 令和2年度入試 過去の入試結果
2	第十一条(教育課程の編成方針) 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために 必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」と いう。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たつては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を 修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮 しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	<u>公立鳥取環境大学大学院学則</u> 第 15 条(課程の修了要件) 第 16 条(学位の授与)
3	第十二条(授業及び研究指導)	(同下)
4	大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 第十三条(研究指導) 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導(共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。)を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。 第十四条の二(成績評価基準等の明示等)	公立鳥取環境大学大学院学則 第 11 条 (授業科目、単位及 び履修方法) 公立鳥取環境大学大学院履修
\$	大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること	出 <u>規則</u> 環境学専攻シラバス 経営学専攻シラバス
6	第十五条 (大学設置基準の準用) 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五条第一項において「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項において「国際連合大学」と、「第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。	

# 二 施設及び設備に関すること

# (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 校地·校舎、附属施設、施設·設備等

本学の教育研究用途の主要校地は、現キャンパス(環境学部、経営学部)1カ所であり、大学設置基準により算出される必要な面積と比較して十分な面積を有している(以下の表)。建物及び体育施設等は、キャンパスに講義棟、教育研究棟、情報処理棟、実験棟、実習棟、情報メディアセンター(図書館)、学生センター、体育館、クラブハウス、グラウンド及びテニスコートを有しており、講義、演習、研究活動、部活動、自主学習などで有効に活用している。その他附属施設として、学則第7条に基づき、4つのセンター・研究所を設置している。それぞれ定められた目的・業務内容に沿って活動している。

本学の施設整備計画及び施設の有効利用等については、 学長が指名する副学長が委員長となる公立鳥取環境大学 施設整備委員会で審議し、決定している。施設、設備等の 維持管理及び安全衛生の確保については、設備管理業務、 警備業務、清掃業務、保守点検業務、衛生管理業務等を外 部委託し、その点検結果をもとに着実に修繕や改修を行っ てきている。大規模な施設改修は、2017 (平成 29) 年度に 策定した施設保全計画に基づき計画的な修繕を行ってい る。

防犯については、各所に防犯カメラを設置するほか建物内は入室制御装置による管理を実施するとともに休日・夜間には警備員を配置し、安全な教育研究環境を確保している。また、2015 (平成27)年度から路線バスとスクールバスを組み合わせた利便性を高めた通学方法への変更、令和元年度の歩道街灯整備等により、夜間の通学における安全確保に取り組んでいる。

バリアフリー対応については、開学当初から特別な配慮が必要な方に対応した施設・設備を整備しており、キャンパス全体にスロープやエレベータ、多目的トイレが整備され、教室内には車いす用のスペースと机も確保している。

なお、大学院については、大学院設置基準第 22 条の規 定に基づき、学部、大学附置の研究所の施設及び設備を共 用している。

表	公立鳥取環境大学の校地	•	校舎
10	五五局积积况八十岁汉地		

区分	校地面積(m²)	校舎面積 (m²)
設置基準面積	11, 120	12, 366
大学全体	175, 319	32, 162

### 2) 情報メディアセンター

本学は、教育研究の目的を達成するため、学則第7条に基づき情報メディアセンターを設置している。情報メディアセンターは、公立鳥取環境大学情報メディアセンター運営規程第2条に基づき、公立鳥取環境大学の教職員及び学生、並びに地域社会等の利用に供するため、図書館サービスに関する業務を行っている。各学部及び人間形成教育センターの代表が委員となる情報メディアセンター運営委員会が、必要な専門図書等の選定をするとともに、情報メディアセンターの運営について必要な事項を協議している。

情報メディアセンターには、自主的学習環境として閲覧席277席、グループ学習室2室、個人学習室4室、視聴覚ブースを設置しており、年間延べ10万3千人が利用している。多数の図書、逐次刊行物、記録及び古文書、電子的資料、視聴覚資料、その他図書館資料が系統的に所蔵され、所蔵数は9万冊を超えており、必要性を精査しながら、計画的に購入・除籍を行い、現状の保管量を確保するとともに、教育補助業務を行う教育支援者として事務職員を配置している。なお、前回の認証評価を受審した際にオンラインジャーナルによる学術誌の整備がされていない旨の指摘を受けたが、2013(平成25)年よりオンラインジャーナルによる学術誌の充実を図っている。

他の図書館との連携については、公立大学協会中国四国地区図書館協議会、鳥取県大学図書館等協議会及び鳥取地区図書館実務者連絡会などにおいて、他館との連携と情報共有を積極的に図りながら、利用者のニーズに沿った資料収集を行っている。また、鳥取県内に所蔵のある図書は、県内全ての公共図書館を網羅した「横断検索」にて、無料で相互貸借を行っている。大学間の連携としては、LL(Inter Library Loanの略)図書館間相互利用サービスを通じて、学内に資料がない場合は、他大学図書館から複写物の取寄せや現物貸借等を行い、相互に協力し合いながら対応している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特別な配慮が必要な方に対応した施設・設備であり、維持管理及び安全衛生の確保が出来ている。
改善を要する点	

	- / 因际公刊寺に別心する因注其作	即市次州
番	要要求的。 第一章	関連資料
号	大学設置基準	
1	<ul> <li>第三十四条(校地)</li> <li>校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</li> <li>前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</li> <li>前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</li> </ul>	公立鳥取環境大学 Web ページ 土地建物 施設紹介 公立鳥取環境大学施設整備委 員会規程 公立鳥取環境大学施設保全計 画
	<ul><li>できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</li><li>休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</li><li>※必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</li></ul>	
2	<ul> <li>第三十五条(運動場)</li> <li>運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</li> <li>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</li> <li>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</li> <li>二 校舎から至近の位置に立地していること。</li> </ul>	(同上)
	三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。	
3	<ul> <li>第三十六条(校舎施設等)</li> <li>大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</li> <li>学長室、会議室、事務室</li> <li>研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)</li> <li>図書館、医務室、学生自習室、学生控室</li> <li>研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</li> <li>教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</li> <li>校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</li> <li>大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</li> <li>夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</li> <li>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</li> <li>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</li> <li>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</li> </ul>	(同上)
4	第三十八条(図書等の資料及び図書館) 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レフアレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	公立鳥取環境大学学則 第7条 (附属施設) 公立鳥取環境大学情報メディ アセンター運営規程 公立鳥取環境大学情報メディ アセンター利用規程 公立鳥取環境大学情報メディ アセンター閲覧室資料管理規 程 公立鳥取環境大学 Web ページ 図書館 (情報メディアセンター 内)
5	第四十条(機械、器具等) 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及 び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	*

# ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 事務組織

公立鳥取環境大学学則第8条及び公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程14条に基づき、法人及び本学の事務を行う事務局を設置している。事務局内の「総合戦略課」に3名、「総務課」に10名、「研究交流推進課」に4名、「入試広報課」に5名、「学務課」に8名、「図書情報課」に3名の常勤の職員(嘱託職員を除く)を配置するとともに、各課等に分掌された事務にあたっている。

### 2) 学生支援の組織

副学長(学生生活・就職担当)を中心に学部・人間形成教育センターの代表者等が委員となる「学生生活・就職委員会」で、学生生活、福利厚生、健康管理等に関することを審議している。学生支援の組織については、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第14条第2項に定めるとおり学務課が担っており、学生支援センター、保健室及びこころの相談室を設置している。

学務課、保健室及びこころの相談室は、学習や単位のこ と、あるいは卒業(修了)のことを中心に、学生生活での 悩みごとの相談を受け付けている。また、学生支援センタ ーでは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法 律」に基づく合理的配慮に関すること等も対応している。 保健室は、常勤の保健師1名を配置し、応急処置などの対 応体制を整えているほか、学校医による学生の健康相談を 月2回実施している。こころの相談室は、常勤の臨床心理 士1名を配置し、メンタルヘルスに関する相談を受けカウ ンセリングを実施しているほか、学校医(精神科医)によ る健康相談を月1回実施している。更に、保健室とこころ の相談室が連携し、ストレスマネジメントとしてグループ ワーク(料理教室、お弁当教室、座禅体験)を複数回実施 し、鳥取市保健所と共同でストレス測定イベントなどを開 催している。新入生全員を対象にした UPI 健康調査も実 施し、その結果からフォローが必要と判断される学生には 個別面談を実施している。学生支援センター、保健室及び こころの相談室の場所や利用時間、相談内容の例、対応可 能な事項等は、キャンパスガイドに掲載し、学期毎のガイ ダンスでも周知を行っている。

「チューター制度」を導入して学生毎に担当の教員を割り当て、学生一人ひとりの学習目標に応じた履修指導や、 生活面での指導を行っている。また、授業に関する質問な どを受ける「オフィスアワー制度」を設けている。

修学及び生活に関する悩みごとの相談は、必要な場合には学生の個人情報に十分配慮したうえで、保健室、こころの相談室、チューター、学部長、学生支援センターが情報 共有し連携を図り、対応している。

ハラスメントの防止については、学内にハラスメント防止・人権委員会を設置し、ハラスメント防止等に関するガイドラインを策定し学内及び学外Webで公開している。本委員会において、学生及び教職員等に対して研修やパンフレットの配布等のハラスメント防止啓発活動を行っている。相談窓口は、面談のほか、電話、ファックス、電子メール等いずれでも受け付けており、事案発生時には本委員会の下に、調査委員会を置き、速やかに対応を行っている。

# 3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

副学長(学生生活・就職担当)は、教育課程の実施及び 学生支援を通じて社会的及び職業的自立を図るために必 要な能力を培うことができるよう大学内の組織間の有機 的な連携を図っており、副学長(学生生活・就職担当)を 中心に学部・人間形成教育センターの代表者等が委員とな る学生生活・就職委員会で就職及び進路支援に関すること を審議している。

入学から卒業まで一貫した就職等支援を行えるように 学務課内に就職支援センターを設け、就職実践講師やハローワーク職員等による個人指導とキャリアカウンセリン グが行える体制を整えており、全3年生を対象に夏と冬に 個別面談を行うなど、きめ細やかな支援を行っている。併 せて、県内・県外に企業開拓員を配置して積極的に求人情 報等を収集し、学生にタイムリーな情報提供を行ってい る。更に、学生が県外の採用試験を受験する場合の旅費を 大学が一部助成するなど経済的支援も行っている。そのほ か、就職ガイダンスを定期的に開催、学内合同企業説明会、 同窓会と連携した就職相談会、3年生対象の学内合同企業 セミナー、鳥取県との共催による産業企業紹介フェア、ふ るさと鳥取県定住機構との共催による就職活動支援集中 講座、県内外での企業懇談会等を実施している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
<b>優れた点</b> チューター制度など、きめ細やかな学生支援体制を整えている。	
改善を要する点	

_ `-	(と) 関係公司等に対応する関連資料							
番	関係法令等	関連資料						
号	大学設置基準							
1	第四十一条(事務組織) 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人公立鳥取環境大 学組織規程 第14条(事務局)						
2	第四十二条(厚生補導の組織) 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程 第11条(常設委員会) 第14条(事務局) 公立鳥取環境大学学生支援センター規程 公立鳥取環境大学 Web ページ 学生相談、健康管理 オフィスアワー・チューター制度 公立鳥取環境大学チューター (指導教員) 規程						
3	第四十二条の二(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培う ことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程 第11条(常設委員会) 第14条(事務局) 公立鳥取環境大学就職支援センター規程 公立鳥取環境大学 Web ページ 就職						
	大学院設置基準							
4	第四十二条(事務組織) 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	公立大学法人公立鳥取環境大 学組織規程 第 14 条(事務局)						

# 本業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

# (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 3つのポリシーの策定

公立化時に掲げた第1期中期計画(平成24年~平成29年)において、3つのポリシーの策定を計画した。公立化とともに環境学部及び経営学部が開設された2012(平成24)年に、本学の基本理念、目的に基づき、各学部の3つのポリシーを策定した。大学の3つのポリシーは、本学の基本理念及び目的に基づき、幹部会議で検討を重ね、教育研究審議会で審議し、2017(平成29)年3月に策定した。

2020 (令和2) 年4月に、入学試験制度の変更及び本学における更なる教育研究の充実を図っていくこと等に合わせ、2021 (令和3) 年度以降の入学生に向けての大学及び各学部の3つのポリシーを策定した。

### 2) 3つのポリシーの一貫性及び特徴

大学の理念である「人と社会と自然との共生の実現」に基づき、「持続可能な社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」という有意義で検証しやすい内容を、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーそれぞれのなかで明示しており、一貫性を高めている。

①ディプロマ・ポリシー (大学):学位授与にあたって の到達点を明記するとともに、学位取得者に期待する ことを明記しており、適切に設定している。

定められた期間在学し、所定年限内に所定の授業科目を履修して単位を取得し、課程を修了した人が、「持続可能な社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」を目指した体系的な教育の成果として以下の到達点に達していれば、学位を授与されます。

- 1.人と社会と自然との共生に関する環境問題や地域・企業の諸問題に対して、グローバルな視点から具体的に応えられる。
- 2. 専門領域を深く・幅広く学ぶことにより、基礎的な思考力・行動力や高い教養を専門的な知識と応用力を共に身につけている。
- 3. 未来の環境問題と産業社会の動向を見据えることができる。

本学で学位を取得した人は、修得した知識を基に 企業、団体、教育機関や行政機関などで持続可能な 地域社会づくりの実践、また途上国などの海外で地 域開発の現場で活躍することが期待されます。

**②カリキュラム・ポリシー (大学)**: ディプロマ・ポリシーに沿って適切に設定している。

「持続可能な社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」を実現するため、授業科目を人間形成科目と専門科目の科目群に分類し、効果的な教育課程を系統的に編成しています。

- ●人間形成科目と専門科目の科目群を設定し、教育目標を 実現するための系統的な授業科目を編成します。
- ●人間形成科目は、総合教育科目、外国語科目、情報処理科 目、キャリアデザイン科目、総合演習科目、及び両学部の 基礎専門科目で構成し、基礎的な学力のみならずグロー バルな視点を備えるために必要な能力を涵養します。
- ●専門科目は、学部の学修の特徴を反映した複数の科目群から構成され、専門分野をより深く体系的に学び、専門的な知識と応用力が共に身につくような仕組みとします。 同時にグローバルな視点からの思考ができるように留意します。
- ●フィールド演習等も取り入れ、専門分野で必要とされる 経験により得られる様々な知恵を習得できるようにしま す。
- ●幅広い基礎学力を土台に更なる知識を探求する人のために、副専攻プログラムを編成します。

③アドミッション・ポリシー (大学):「求める人物像」、「(選抜試験ごとの)重点的に評価される学力の要素」、「入学前に身に着けておくべき教科等」の観点に分け、適切に設定している。

「持続可能な社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」という教育目標のもと、以下のような人を求めます。

- 1. 環境問題や企業・地域の諸問題に取り組みたい人。
- 2. グローバルな視点を広げたい人。
- 3. 基礎的な思考力・行動力や高い教養を身につけたい人。
- 4. 専門的な知識と思考力・行動力を身につけたい人。 学力の三要素である「知識・技能」、「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」、「思考力・判断力・表現力」は密接不可分な関係にあると考え、入学選抜では学力の三要素の各々に重点を置いた以下のような試験を行い、学力を総合的に評価して入学者を決定します。
- ●一般選抜(前期日程・後期日程) 大学入試センターが実施する共通テストの受験を義務付け、大学独自の学力テストと合わせて選抜を行います。 学力の三要素のうち、特に「知識・技能」の評価に重点を置きます。
- ●総合型選抜

学力テスト(模擬授業等)に加え面接等を行い、出願 書類と合わせて選抜を行います。学力の三要素のうち、 特に「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」 の評価に重点をおきます。

●学校推薦型選抜

学力テスト(小論文等)に加え面接等を行い、出願書類と合わせて選抜を行います。学力の三要素のうち、特に「思考力・判断力・表現力」の評価に重点を置きます。なお、入学にあたっては、「国語」、「英語」、「数学」等の基礎力を身に付けておくことが必要であり、入学後はそれらに裏付けられた論理的思考能力が求められます。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	基本理念に基づいた一貫性のある教育を行っている。
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法施行規則	
1	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	公立鳥取環境大学Web ページ 公立鳥取環境大学の三つのポ リシー

# ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1)目的の公表と周知

本学 Web サイトの大学紹介サイトで全学の目的及び各 学部・研究科の目的を学内外に公表している。

また、受験生向け「大学案内」、企業向け「大学総合案内」 に大学の目的を明記している。「大学案内」は、全国約5,300 校の高等学校に配布するとともに、オープンキャンパス、 進学相談会等でも配布し、高等学校、受験生及び保護者に 対して目的を説明し、周知と理解を促している。

在学生に対しては、「Campus Guide」の冒頭に大学、学部 及び研究科の目的を掲載して、周知の徹底を図っている。

### 2) 3つのポリシーの公表と周知

本学 Web サイトの大学紹介サイトでディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを公表しているほか、各学部・研究科の3つのポリシーについても学内外に公表している。

各学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、「Campus Guide」に掲載しており、これを毎年度始期に学生全員に配布することで、周知の徹底を図っている。

アドミッション・ポリシーは、募集要項に記載しており、 本学への入学を希望する者等に対して周知を図っている。

### 3) その他の情報の公表と周知

その他、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育研究活動等状況をはじめ、大学機関別認証評価及び設立団体(鳥取県・鳥取市)が設置した評価委員会(公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会)による評価の結果等についても、本学Webサイトで公表している。

Web サイト以外にも、大学案内(受験生向け)、大学総合案内(企業、一般向け)、研究者総覧を毎年度作成しており、これらを広く配布し、本学への理解を図っている。また、大学の近況、教員紹介や研究紹介等を掲載した学報「環境大レポート」を年2回発行し、在籍する全学生の保護者、県内高等学校、近隣の公民館や図書館等に発送し、継続して保護者や地域の方々等に本学への理解を促している。

### 4)情報公表体制の整備

本学の Web サイトは入試広報課と図書情報課情報システム室が連携して管理し、適切に公表している。本学の Web サイトは、閲覧者(受験生、保護者、卒業生、高校教員、地域住民、企業)がタブを選択して、関係情報から必要とする情報を探せられるようにするなど、見やすさを心掛けている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学 Web サイト等で積極的に情報公開を行っている。
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法	
1	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を 公表するものとする。	
	学校教育法施行規則	
2	<ul> <li>第百七十二条の二</li> <li>大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</li> <li>大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</li> <li>教育研究上の基本組織に関すること</li> <li>教員組織、教員の教並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</li> <li>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</li> <li>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</li> <li>大学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</li> <li>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</li> <li>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</li> <li>七 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</li> <li>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</li> <li>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</li> <li>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</li> </ul>	公立鳥取環境大学 Web ページ 基本理念と目的 公立鳥取環境大学の三つのポ リシー 教育情報の公表 鳥取環境大学に対する大学養 家(認証評価) 結果について 法人評価 広報誌・刊行物 公立鳥取環境大学広報委員会規 程

# チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

# (1) 自己点検・評価の実施状況

本学は教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下、「内部質保証システム」という。)は、学長を議長とし、副学長、学部長、研究科長、人間形成教育センター長、副理事長、事務局長及び特命学長補佐で構成される内部質保証推進会議が主体となり推進しており、内部質保証システムに実効性を伴わせるために、PDCAサイクルを機能させている(P.4「内部質保証体制図」参照)。自己点検・評価活動は、PDCAサイクルにおける「検証(Check)」に位置付けており、この検証結果を基に内部質保証推進会議が「改善(Action)」方策を検討することとしている。

以下に、現時点での体制及び近年の取組の概要を示す。

### ①自己点検·評価

### i) 自己点検・評価の体制等

教育研究活動等の状況について、学則、大学院学則、内部質保証に関する規程、自己点検・評価委員会規程、自己点検・評価を定期的に実施することとしている。各学部・研究科及び諸組織の自己点検・評価の結果に基づき、副学長、学部長、研究科長、人間形成教育センター長、副理事長及び事務局長等により構成される自己点検・評価委員会は全学的な観点から自己点検・評価を実施すると共に全学の自己点検・評価書を作成し、学長に提出することとしている。これまでの自己点検・評価書の作成は認証評価に合わせて実施していたが、今後は自己点検・評価書を前回の作成から4年以内に新たに作成することとした。

令和元年度は、自己点検・評価委員会を4回開催(5月、6月、10月(2回))し、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行った。

### ii)内部質保証推進会議及び教育質保証推進ユニット会議

内部質保証推進会議は、学長からの命を受け、全学の自己点検・評価結果の適切性及び有効性の評価及び改善すべき事項に関して審議し、学長に報告する。内部質保証推進会議を補完する組織として教育質保証推進ユニットを設置しており、教育の質保証に係る専門的事項及び学長が必要と認める事項に関する調査、研究、並びに立案を行い学長に提言を行なっている。2019 (令和元) 年度においては、自己点検・評価を行った結果、ディプロマ・ポリシーに明示した到達点に対する学習成果の把握が不十分であるこ

とが顕在したため、これに対応(「③学習成果」参照)するなど、内部質保証推進会議及び教育質保証推進ユニット会議は自己点検・評価を踏まえた改善活動も行った。

#### ②研修・教職協働

### i) 教員の資質向上のための活動

公立鳥取環境大学FD推進委員会が大学におけるFDの推進計画を審議し、FDを実施することで、教員の資質向上を図っている。2019(令和元)年度は2回(7月、1月)実施した。

### ii)職員の資質向上のための活動

職員の資質向上のための活動については、公立鳥取環境 大学SD推進委員会が教員を交えた本学独自のSD研修を計 画し、分野ごとに所管する委員会または組織が実施してい る。2019(令和元)年度は7回(4月、5月、9月、11月、 12月、2月、3月)行った。

また、公立大学協会や各種団体が実施する研修等へ職員を積極的に派遣し、他大学の先進事例や、法令、行財政制度等、大学職員として必要な知識の習得を行った。さらに、鳥取県職員人材開発センター主催の階層別研修、能力開発向上研修に職員を派遣し、職階に応じた必要な知識及び能力の向上に努めつつ、職員を選抜して設置者との人事交流を行い、設置団体との協力関係の面においても成果を上げている。

### iii) 教職協働

教務、入試、学生支援、研究支援、地域産学連携などの日常の教学運営について、事務局の担当職員と関係教員の間で情報の共有を図り、連携・協働して業務を行っている。中期計画において、オープンキャンパス、出前講座等の全学的行事への教職員参加率80%以上を掲げており、毎年度達成している。常設委員会等においても、学部等から選出された教員のほか、副理事長や事務局長が委員となり、教員と職員が連携して検討を行うなど、年々教職協働の意識が高まっている。

### ③学習成果

### i)学習成果を把握するための体制

教育質保証推進ユニット会議で検討した授業評価アンケート、卒業生アンケート及び卒業生就職先アンケートを用いて、学習成果の分析をしている。分析結果の詳細は、 基準2の取組み1及び2に記載する。

自己評価結果 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。				
優れた点	FD 及び SD を定期的に実施し、教職員の資質向上を図っている。			
改善を要する点				

番	4 / 関係法で等に対応する関連具科 関係法令等	関連資料
-		
号	学校教育法	八寸自馬牌棒上芦芦町
1	第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。	公立鳥取環境大学学則 第2条(自己点検・評価) 公立鳥取環境大学大学院学則 第3条(自己点検・評価) 公立鳥取環境大学自己点検・評 価委員会規程 公立鳥取環境大学内部質保証に 関する現程程 公立鳥取環境大学 Web ページ 認証評価
	④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。	
	学校教育法施行規則	
2	第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	(該当しない)
3	第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	(該当しない)
4	第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の 趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	公立鳥取環境大学自己点検・評価委員会規程 公立鳥取環境大学自己点検・評価 実施要綱
	大学設置基準	
(5)	第二条の三(教員と事務職員等の連携及び協働) 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教 員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの 者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	公立鳥取環境大学FD推進委員 会規程 公立鳥取環境大学SD推進委員 会規程
6	第二十五条の三(教育内容等の改善のための組織的な研修等) 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	
7	第四十二条の三 (研修の機会等) 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修 (第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	
	大学院設置基準	
8	第一条の四(教員と事務職員等の連携及び恊働) 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	(大学設置基準第二条の三と同一)
9	第十四条の三(教育内容等の改善のための組織的な研修等) 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	(大学設置基準第二十五条の三と同一)
10	第四十三条(研修の機会等) 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	(同上)
	法令外の関係事項	
11)	<b>学習成果</b> 学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。	

# リ 財務に関すること

# (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1)財務の状況

過去5年間の決算状況(以下の表)は、収入総額が支出総額を常に上回る状況にあり、安定的な収入の確保が実現している。

表 過去5年間の決算状況の推移

(単	立	:	百	万	円)	

		平成	平成	平成	平成	平成
	区分	26 年	27 年	28 年	29年	30年
		度	度	度	度	度
	運営費交付金	838	824	1,025	935	940
	授業料及び入					
	学金、検定料	712	755	761	761	748
収	収入					
入	受託共同研究	4	5	33	11	11
	等収入	4	3	33	11	11
	補助金等収入	20	14	14	108	95
	その他	219	774	622	362	136
	計	1, 793	2, 372	2, 455	2, 177	1,930

		平成	平成	平成	平成	平成
	区分		27 年	28 年	29 年	30年
		度	度	度	度	度
	教育研究経費	496	504	510	416	556
	一般管理費	160	179	130	122	127
	人件費	967	944	986	1,043	1,028
支	受託共同研究	4	4	33	11	10
出出	等経費	4	4	33	11	10
H	補助金等事業	20	14	14	108	95
	費	20	14	14	100	90
	その他	52	595	590	333	4
	計	1,699	2, 240	2, 263	2,033	1,820

### 2) 教育研究環境の整備

本学では、研究の基礎となる個人研究資金を配分し、定額の研究資金を保証しているほか、若手教員の育成及び教員の外部資金獲得促進のため、学長裁量による競争的研究費(特別研究費)を設けている。次年度の科学研究費補助金への申請に向け、特に「若手研究助成枠」、「学外研究費獲得助成枠」に採択された教員に対し、科学研究費補助金へのチャレンジを義務付けるなど、申請意欲の醸成を図っている。また、各学部長をアドバイザーとする支援体制の継続、2016(平成28)年度に竣工した実験研究棟の有効活用による共同研究の促進、事務的サポート体制の充実などにより、外部資金の獲得促進を図っている。

さらに地域と連携し、地域課題を解決することを目的とする「地域連携特別助成枠」については、その研究成果を報告書にまとめて地元自治体及び経済団体等へ配布しているほか、成果報告会を開催し、成果発表を行うことを義務付けて、研究成果の地域への還元に努めている。

### 3) 監査体制

外部の弁護士、税理士で構成される監事 2 名による監事 監査や、法人の設立団体である鳥取県の監査委員による財 政援助団体監査のほか、学内において内部監査班を組織 し、教員職員の公的研究費の執行や契約に関する書類監査 及びヒアリングなどを行う内部監査を毎年実施している。

加えて本学は、地方独立行政法人法第35条の規定による会計監査人の監査基準(資本金額100億円以上)に該当しないため、会計監査人の監査を受ける義務はないが、大学独自の取り組みとして、監査法人に経営助言業務を委託し、会計監査人監査に準ずる形で指導を受けている。監査法人による指導は、本学の会計処理が地方独立行政法人会計基準どおりの適正な処理であるか、かつ、公立大学法人会計として適正な処理であるかを確認しながら行われ、その指導や助言によって経理担当の能力の底上げを図り、予算の執行や精度の高い財務諸表等の作成を実現している。

また、地方独立行政法人法第 28 条の規定により、当該事業年度の前年度の業務実績報告等を行い、公立鳥取環境大学評価委員会から順調な進捗状況であるとの評価を受けており、知事から県議会及び市長から市議会への報告が行われた。評価結果については、本学Webサイトにて公開している

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	安定的な収入の確保が実現している。
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料	
号	大学設置基準		
1	第四十条の三(教育研究環境の整備) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に ふさわしい環境の整備に努めるものとする。	公立鳥取環境大学 Web ページ 決算情報、事業報告書	
	大学院設置基準		
2	第二十二条の三(教育研究環境の整備) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究 にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)	

# ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1)情報システム及びネットワーク環境の整備

全学的な情報システム及びネットワーク環境構築の立 案と実施を行うための組織として、全学情報システム運用 委員会を設置し、情報資産の適正な管理・運用を行ってい る。また、委員会が定めた公立鳥取環境大学情報システム 利用規程及び各種ガイドライン等に基づき、情報メディア センターでは、組織の基盤となる情報システム及びネット ワークの安全で効率的な管理・運用を行っている。

学内には、教職員及び学生が自由に使える、有線及び無線ネットワークが整備されており、学内どこからでも学内ネットワーク及びインターネットを利用することができる。学生は自己のパソコンを所有することとしており、全ての学生が本学のネットワーク環境を利用することができる。

### 2) 学生支援

### ①学習支援

### i)基礎学力不足の学生への配慮

チューター制度(「ホ事務組織に関すること 2)学生支援の組織」参照)に加え、大学教育に必要な基礎学力を補うため、各学部及び人間形成教育センターはリメディアル教育を実施しており、環境学部では物理、数学を、経営学部では数学を開設している。また、英語のプレイスメントテストの結果、Basic クラスに配属された学生を中心に英語のリメディアル教育も実施している。

### ii)大学院課程における研究指導・学位論文等の指導体制

「ハ教育課程に関すること(②大学院) 2)教育課程 の編成・授業等」を参照

### ②特別な配慮が必要な学生への生活支援

### i)構内の施設等のパリアフリー化について

「二施設及び設備に関すること 1)校地・校舎、附属施設、施設・設備等」を参照

### ii)職員対応要領等の作成及び組織的な対応について

2018 (平成30) 年度に「公立鳥取環境大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定・公開し、全学的に支援できるような体制を整備している。

### ③経済的支援

#### i)入学料及び授業料の減免

入学料は、入学前年度に学資負担者の死亡、前年度又は前々年度に地震、風水害の被災等の規定要件に合致した場合に、免除している。授業料は、経済的理由や、学資負担者の死亡、風水害の被災等の特別な事由による家計急変で授業料の納入が困難な場合は、学力基準、家計状況などの規定要件に合致すれば授業料の半額又は全額を免除している。「Campus Guide」及び学内掲示により周知しており、2019(令和元)年度の実績は、授業料半額免除27名、授業料全額免除11名であった。

また、私費外国人留学生については、学力基準に基づき 授業料の半額を免除しており、入学年度に個別に制度の説 明を行うとともに学内掲示で案内している。2019 (令和元) 年度は3名に対して授業料の半額免除を行った。

### ii )奨学金

本学独自の奨学金はないが、日本学生支援機構の奨学金について、「Campus Guide」及び学内掲示により周知し、毎年度説明会を開催するなどし、手続等を支援している。

### iii) その他の助成・援助等

鳥取県内出身学生生活支援制度として、2017 (平成29) 年度以降本学に入学した鳥取県出身者に対し月額10,000 円、そのうち鳥取市内に賃貸住宅を賃借する者には更に月額10,000円を給付している。2019 (令和元)年度は、136人に対して支給した。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	組織の基盤となる情報システム及びネットワークの安全で効率的な管理・運用を行っている。
改善を要する点	

# (2) 関係法令等に対応する関連資料

	- / 闵你么自守区别心,包民连贯行	
番	関係法令等	関連資料
号	関係事項	
1	I C T 環境の整備 教育研究上で必要な I C T 環境が整備されている。	
2	<b>学生支援</b> 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	公立鳥取環境大学 Web ページ 学生相談、健康管理 オフィスアワー・チュータ 一制度 公立鳥取環境大学チューター (指導教員) 規程
3	<b>学生支援</b> 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領本報告書 ニ 施設及び設備に関すること 1)校地・校舎、附属施設、施設・設備等
4	<b>学生支援</b> 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	公立大学法人公立鳥取環境大学入学料免除に関する規程 公立大学法人公立鳥取環境大学授業料の減免に関する規程 公立大学法人公立鳥取環境大学社費外国人留学生の授業料等の減免に関する規程 公立鳥取環境大学、Webページ学納金、授業料減免・奨学金等
(5)	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部 科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当しない)

Ⅱ「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

### 1) 自己分析活動の状況

#### 1. 自己分析活動の方針及び体制

本学では、内部質保証を「大学が自己点検・評価等を踏まえて教育の質的向上を図り、大学に求められる社会的期待並びに自己の定める目的及び目標からみて、大学の教育が一定水準にあることを自らの責任で説明若しくは証明する恒常的・継続的活動」(公立鳥取環境大学内部質保証に関する規程第2条)と定義しており、自己分析活動を内部質保証の一環として位置付けている。

全学的な自己分析活動は、内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)が実施の責任を担っており、実務は教育の質保証に係る専門的事項に関する調査、研究を行う教育質保証推進ユニット(推進ユニット)が担当している。

推進ユニットは、2019 (令和元) 年度に8回の会議を開催し、自己分析活動の企画立案、結果の分析、活動の改善に取り組んでいる。

#### 2. 具体的な取組み

推進ユニットが行った具体的な取組みとしては、卒業生及び就職先へのアンケート、授業評価アンケート、ラーニングポートフォリオ等が挙げられる。これらの取組みは、学習成果を把握するための取組みとして、教育の水準の向上の取組みとして、その状況を次に記載した。これらの取組みは、開始したばかりであるため、十分なデータが蓄積できておらず、今後継続して情報を収集することが重要と考えている。

また、研究活動に関する水準の向上の取組みとして、研究活動の充実のための学長裁量の経費を 2003 (平成 15) 年から措置し、2018 (平成 30) 年から更に強化しており、その結果について分析を行った。

なお、自己点検・評価を実施するために行った諸組織等の分析結果は、自己点検・評価委員会において精査した上で、内部質保証推進会議による教育研究の改善の取組みに活用している。

### 2) 自己分析活動の取組み(目次)※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	卒業生及び就職先へのアンケートを活用した学修成果の把握	37
2	授業評価アンケートを活用した教育改善	38
3	学長裁量経費による研究活動の充実のための取り組み成果	39
4	初年次教育におけるラーニングポートフォリオの導入効果	40
5	研究成果の地域への還元	41

## 3) 自己分析活動の取組み

3) 日己分析	/0 到 0 7 4 X 小位 0 7
タイトル (No. 1)	卒業生及び就職先へのアンケートを活用した学修成果の把握
分析の背景	内部質保証の観点から学修成果を把握するため、教育質保証推進ユニット会議が主体となり、2019(令和元)年度から前年度卒業生及び前年度卒業生の就職先へのアンケートを実施した。教育質保証推進ユニット会議はアンケートの分析結果を内部質保証推進会議に報告し、教育改善等に役立てている。 【令和元年度実施状況】対象人数 232 名、卒業生回答数 55 名 (23.7%)、就職先回答数 142 社 (61.2%) ※2019 (令和元)年8月に郵送し、返信用封筒にて回収
分析の内容	本学のディブロマ・ボリシーにおいて、学位授与にあたっては未来の環境問題と産業社会の動向を見据える事の出来ることを到達点としており、この学修成果を卒業生及び就職先へのアンケート結果を元に分析を行った。  1. 卒業生へのアンケート  「A 集在のままざな機能問題と機料し、業見を持つことができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。 「B 産業社会の動向を見解えることができる。」 「B 産業社会の動向を見解えることができる。」 「B 産業社会の動向を見解えることができる。」 「B 産業社会の動向を見据えることができる。」 「B 産業社会の動向を見据えることができる。」 「B 産業社会の動向を見据えることができる。」 「B 産業社会の動向を見据えることが、また。」 「B 産業社会の動向を見据えることが、また。」 「B 産業社会の動向を見据えることが、また。」 「B 産業社会の動向を見据えることが、また。」 「B 産業社会の動向を見据えることがの問題とを考えるのしかしながら、間入及び間Bの各学部の「あてはまらない」回答状況から、環境学部の学生は経覚の観点を、経営学部の学生は環境の観点をもっと高めていく等の改善の余地があると推測できる。環境学部卒業生の間B及び経営学部卒業生の間Aと他の設間における相関を調べた結果(以下表)から、ともに「現状の分析力、洞察力があり、課題を見つけ出すことができる。」の設間と正の相関が高かった。このことから、分析力、洞察力があり、課題を見つけ出すことができる。」 「最後学部本業生の間B及び経営学部卒業生の間Aとを学部における他の設問との相関係数】 「関1 関2 関3 関4 関5 関6 現場により、「第1 を実践により、「第2 はまままできる。」 「最後学部本業生の 0、481 0、419 0.576 -0.019 0、346 0、101 関金・大きの表が、「P を表している。」 「B を実生の 0、481 0、419 0.576 -0.019 0、346 0、101 関係として、「おおさしま」をより、「おおさしま」をより、「おより、「表しま」を表しましま。「また」を表しましま」である。「関3 集後の分析が、「P を表しの違いを結ま」を表しまましま。「日 本を対しましま」を表しまして、「「おおさ」を表しまして、「「おおさ」を表しましま」を表しましまして、「おおさ」を表しましましまり、「P を表しま」を表しましましましましまり、「P を表しま」を表しましましましましましまり、「P を表しま」を表しましましましましましましまり、 「B を実践し、ことである」」を表しましまして、「おおさ」を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま
自己評価	ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果が出ているものの、環境学部は経営の観点を、経営学部は環境の観点をもっと高めていく等の改善の余地がある。上記1の分析も踏まえ、2021(令和3)年度から開始する副専攻で、数理データサイエンス科目を導入し、その分野をさらに充実することとしている。なお、卒業生の回収率を高くするためにWebでの回答方法等の導入についても検討する必要がある。
関連資料	卒業生を対象としたアンケート結果(平成30年度卒業生対象)

#### タイトル 授業評価アンケートを活用した教育改善 (No. 2) 教員の振り返りを主眼に FD 推進委員会で学生に対して「授業評価アンケート」を実施していたが、 2019 (令和元) 年度から教育質保証推進ユニット会議が主体となり、内部質保証の観点から実施するこ ととした。これまで各科目の集計結果を各教員が活用するだけに留まっていたが、部局長と教員の面談 分析の背景 に活用するなど、各部局及び各教員における教育改善の検証に繋げている。 このアンケート集計結果は 2019 (令和元) 年度から学外への公開を始め、今後の経年変化等も含め教 育質保証ユニット会議で分析を深め教育改善に活用することとしており、2019(令和元)年度前期の集 計結果を基に教育質保証推進ユニット会議が以下の分析を行った。 授業評価アンケート結果を質問項目の回答選択肢を1点(最低)から4点(最高)に数値化し質問項 目ごとに平均値を算出したところ授業目標に対する到達度の平均値は 2.92 点という結果で、高いとは いいがたいものであった。授業目標に対する到達度の向上を図るため、授業評価アンケート結果を元に 分析を行った。シラバスで示している授業目標に対する到達度と他の質問項目との相関を見たところ以 下のとおりであった。 【授業目標に対する到達度と各質問項目との相関係数】 質問項目 相関係数 間 1 シラバスの読み込み度 0.162 問 2 授業への出席度合 -0.179 問 3 授業時間外における学習時間数 0.012 課題やレポートを課すことと講義内容の理解度 0.746 問 4 問 5 授業で用いられた教材の文字や書き方の見やすさ 0.710 教員の口頭による説明の分かりやすさ 0.720 【授業目標に対する到達度と各質問項目(問4~6)の相関】 (相関係数0.746) (相関係数0.710) (相関係数0.720) 分析の内容 樹 3.50 原 3.00 卡 次 2.50 些 2.00 概 類 3.50 段 3.00 女 2.50 部 税 3.50 税 3.00 女 2.50 獎 2.00 斯 2.00 派 1.50 図 1.50 1.50 1.00 1.00 1.00 課題やレポートを課すことと講義内容の理解度 授業で用いられた教材の文字や書き方の見やすさ 教員の口頭による説明の分かりやすさ 問 $1\sim3$ においては、低い相関関係であることがわかり、逆に問 $4\sim6$ については、相関関係が高いこ とがわかった。問 4~6 の項目を充実していくことで授業目標に対する到達度を上げていくことができ ると思われる。 これら問4~6の自由記述の内容を確認したところ「説明が聞き取りにくい」「レジュメやパワポで何 をメインに伝えたいか分かりづらい」「文字が読みにくい」「資料をただ読んでいるだけという感じで何 が大切なのか把握しづらい」等の意見が記述されている。 授業目標に対する到達度を高めていくためには、授業で用いる教材の文字や書き方の見やすさ、教員 の口頭による説明の分かりやすさ等をより一層見やすく、また分かりやすくしていくことが授業目標に 対する到達度を高めるためのポイントであると推測される。 授業評価アンケート結果より、全体として授業方法に対する評価が高いという結果であったが、授業 目標に対する到達度を今以上に向上させるための要因も分析結果により推測された。 今後、各部局における授業評価アンケート結果を受けての教育改善の検証結果と照らしながら、教育 自己評価 質保証推進ユニット会議で授業における分かりやすい資料の作成や説明方法についての検討を行い、内 部質保証推進会議において、関係委員会(教務委員会等)に対して改善に向けての指示を行い、全学を 挙げて授業目標に対する到達度を高めるための取組みを推進していく。 授業評価アンケートの実施結果 2019 年度シラバス (環境学部、経営学部) 関連資料 授業評価アンケートの活用について

2019年前期 授業評価アンケート結果を受けての改善の検証について

### タイトル (No. 3)

学長裁量経費による研究活動の充実のための取り組み成果

### 分析の背 景

分析の内

容

教員の研究活動の支援と競争的外部資金獲得を促進するため、学長裁量による特別研究費助成を行っている。研究水準の維持・向上を図るためにこの成果を検証しつつ、さらなる効果的な取り組みについて改善につなげていく。

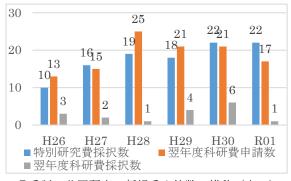
学長裁量経費による特別研究費は、教員の研究費を支援し、学内の研究水準の向上を図るとともに、科学研究費補助金(以下「科研費」)などの外部資金の獲得を促進することを目的に平成15年度(旧名称「学長配分研究費」)に開始した。本制度は学長主導で実施しており、学長が設置する特別研究費審査委員会の審査結果に基づき、採択及び配分額を決定している。

◎学長裁量特別研究費採択件数 (表 1)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01
外部資金獲得枠	10	11	13	12	14	15
(うち科研費新規申請)	(5)	(7)	(9)	(10)	(13)	(9)
地域連携枠		5	5	6	8	7
(うち科研費新規申請)	_	(1)	(2)	(4)	(3)	(3)
計	10	16	18	18	22	22

※比較のため、表1は特別研究費の採択年度で計上。科研費の事業年度は表記の翌年度となる。

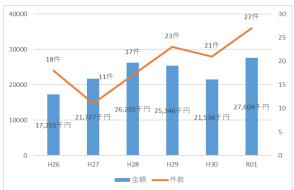
#### ◎特別研究費採択・科研費新規申請件数の推移(図1)



◎受託・共同研究の新規受入件数の推移(表2)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01
共同研究	1	0	1	7	4	5
受託研究	6	5	7	6	5	7
助成金	0	0	1	4	5	3
計	7	5	9	17	14	15

◎外部資金獲得件数・金額の推移(図2)



平成 30 年度からは科研費へのさらなる挑戦意 欲の向上を図るため、特別研究費の予算配分を増額し、採択件数の上限を拡大するとともに、外部資金獲得枠に採択された研究課題については科研費の申請を義務付けており(既に科研費の採択を受けているものを除く)、このことにより科研費への新規申請件数を押し上げている(表1,図1)。

また、公立大学としての地域からの付託に応えるため、平成27年度には地域課題解決を目的とする研究に対する地域連携特別研究枠を設け、地域に密着した研究を促進している。この研究成果は、報告書にまとめ、広く地域(自治体、経済団体等)に配布するほか、成果報告会を開催し、成果の地域への還元に努めており、受託研究や共同研究の増加に効果が表れている。(表2)。

これらの取り組みを総括し、外部資金の獲得 状況の推移をみると、獲得件数にはばらつきは あるものの、獲得金額は増加の兆候が見られる (図2)。

今後、専任の産官学連携コーディネーターに よる企業ニーズとのマッチングなどの効果の測 定も併せて、検証を継続していく。

# 自己評価

学長裁量経費による取り組みは、教員への研究費の確保と競争的外部資金獲得への挑戦意欲の醸成に一定の貢献をしている。今後、研究水準の向上を図るために、外部コンサルによる科研費申請支援制度を導入するなど効果的な取り組みを模索しながらさらなる研究活動の活性化に努めていく。

### 関連資料

公立鳥取環境大学特別研究費取扱要綱

#### タイトル 初年次教育におけるラーニングポートフォリオの導入効果 (No. 4) 初年次教育を補完し、学生の目標追求や自己探求を支援する目的で、令和元年度から1年生に対して、 授業支援システム内でラーニングポートフォリオを提供している。実施主体は教育質保証ユニット会議 分析の背景 であり、学務課職員と学部教員とが連携して学生の指導にあたっている。学生はラーニングポートフォ リオを通じて学修成果の蓄積と振り返りができる。また教員はラーニングポートフォリオの記述内容を 分析することで、初年次学生に適した教育指導や生活指導のあり方を理解できる。 ラーニングポートフォリオの分析について 主な入力項目は、履修登録科目とその出席状況、課外活動等の参加時間、健康状態およびその週の反 省等のコメントである。その中の学生のコメント記述内容をデータとしたテキスト分析によって、適切 な教育指導や生活指導を実施する。 2 分析(対象期間は平成31年4月8日から15週間、対象学生は1クラス7人 ※当該教員、学生に 許可を取って、分析を行った。) 学習面及び生活面の用語の出現傾向 学習面第1週~第4週 第5週~第8週 第9週~第12週 第13週~第15週 3 少しずつ 2 早く 2 レポート 2 レポート 牧 学 生 1 テスト 1 前期試験 1 前期記錄 学者 1 慣れない 1 生活 1 生活 1 生活 2 白炊 2 体調 2 休間 2 休回 3 ゴールデンウィーク 分析の内容 4 サークル 4 バイト 4 夏休み 5 アルバイト 5 サークル 5 バイト 生活面第1週~第4週 第5週~第8週 第9週~第12週 第13週~第15週 (1)第1週~第4週は、生活面での不安を表す記述が多い。そのため全般的な生活指導によって、早く学 習環境を整えられるように指導すべきである。 (2) 第5週以降は、テストやレポート等、学習面での記述が増えてくる。そのため学習指導が重要になっ てくるが、生活面でも課外活動やアルバイト等を含めた時間管理に心がけるように指導すべきである。

ラーニングポートフォリオの様式には「チューターからのコメント」欄がある。そこに例えば「早く生活のリズムを整えて、朝1限目からの授業に備えよう。」等の、一人ひとりの学生に合わせたアドバイスを記入しフィードバックすることができる。

3 ラーニングポートフォリオの導入効果

ラーニングポートフォリオを導入した令和元年度1年生は、過年度生に比べて、出席調査科目の出席 状況が良好である。

調査内容:全15回の授業で、4回終了時点の3回以上欠席者数(対象学年は1年生)

2017 年度	(320 人中)	2018 年度	(291 人中)	2019 年度	(299 人中)
前期	後期	前期	後期	前期	後期
2 人	15 人	3 人	9人	1人	5 人

# 自己評価

学生の学習意欲は徐々に高まっており、学生の気づきや成長を促すという点では成功していると考えられる。また、現時点ではあくまで推論(仮説)段階であるが、ラーニングポートフォリオの導入により、初年次学生の授業出席状況に改善が見られる。今後も学生の自主的な活用と教員の適切な指導を組み合わせて実施するとともに、その効果の測定を行っていく。

#### 関連資料

ラーニングポートフォリオ様式(サンプル)

#### タイトル 研究成果の地域への還元 (No. 5)公立大学として地域からの期待に応えるべく、各種シンポジウムや公開講座、成果報告会等を通じ、 分析の背景 研究成果の還元に努めているところであるが、これらの事業に関し、地域のニーズを反映するため、満 足度調査を実施し、その結果を事業見直しにつなげている。 本学が実施する公開講座、シンポジウム等については、事業改善につなげるため、受講動機、情報の 入手先、難易度、満足度等のアンケートを実施している。主な事業の結果は下記のとおりである。 1 公開講座 公開講座は、研究成果の発信と地域住民への成果の還元を目的に、研究交流委員会が主体となり実施 している。2019 (令和元) 年度は17講座を開催し、延べ375人の聴講があった。鳥取県が主催する生涯 学習事業「鳥取県民カレッジ」と連携を図っていることから、全体的には高齢者層の参加者が多いが、 幅広い層の参加を得るため、現役社会人向けの講座や小中学生向けの実験教室などテーマ設定や開催時 間帯を工夫しながら実施している。 表1 公開講座の内容について 大変満足 満足 どちらとも やや不満 不満 92 人 87 人 9人 1人 1人 アンケート結果から、資料の見やすさ、質疑応答の時間の確保など、参加者が求めているきめ細か なニーズを抽出している。本学の「環境マネジメントシステム」における管理目標に「満足度の向 上」を設定しており、アンケートの集計結果は、担当教員が所属する学部にフィードバックし、PD CAサイクルによる内容の改善活動につなげている。 2 サステイナビリティ研究所特別シンポジウム 当シンポジウムは、サステイナビリティ研究所が主催し、最新の環境問題をテーマに実施している。 2019 (令和元) 年度は「バイオマスのさらなる利用に向けて」をテーマに、11月28日(木)に開催し、 分析の内容 278 人の参加があった。 表 2 講演について 大変満足 満足 どちらとも やや不満 不満 0人 13 人 71 人 20 人 2 人 表 3 パネルディスカッションについて やや不満 大変満足 どちらとも 不満 満足 7 人 57 人 20 人 2 人 0人 2 地域イノベーション研究センター研究成果報告会 当報告会は、地域イノベーション研究センターにおける地域課題に対する1年間の研究成果を報告し ている。2018 (平成30) 年度研究については2019 (令和元) 年5月8日に8名の教員がそれぞれのテー マで成果報告を行い、122名の参加者があった。 表 4 内容について 大変満足 満足 どちらとも やや不満 不満 42 人 1人 両事業については、アンケートでは、いずれも参加者の満足度は高くなっているが、自由記述で感想 や次回の希望テーマを記載してもらっており、各センターの運営委員会で分析結果をもとに協議し、参 加者層のニーズに応じた開催となるよう改善につなげている。 開催時間帯や会場、広報などの工夫により、満足度は高く、研究成果の情報発信・地域への還元が行 われているものと判断している。こうした研究情報の発信の絶え間ない積み重ねが企業や地域のニーズ 自己評価 と大学のマッチングに結びつき、受託・共同研究の増加と教育研究環境の向上の好循環に寄与している と考えている。 2019年度公開講座アンケート結果 2019年度特別シンポジウム「バイオマスのさらなる利用に向けて」アンケート集計結果 関連資料 特別シンポジウム「バイオマスのさらなる利用に向けて」を開催

「地域課題への研究成果を還元~地域イノベーション研究センター平成30年度研究成果報告会を開催~

Ⅲ「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

### 1) 特色ある教育研究の状況

本学は、基本理念である「人と社会と自然との共生」の 実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を 行うことを具現化するために、また、設立団体が定める中 期目標の達成を目指し、絶えず教育研究活動の向上を図っ ている。

教育研究活動の向上のための取組みは、教育研究審議会 及び経営審議会で審議の上、中期計画に掲げ、学長のリー ダーシップのもと教職員一丸となって実施している。

ここでは、「特色ある教育研究の状況」を示すために、5 つの事例を示すこととした。

最初の2つと第4の事例「「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」の推進」、「地域人材育成」、「グローバル人材の育成」は、本学の教育の理念を具現化する教育として特徴づけつつ、本学の横断的な学びの基礎をなすものである。いずれの事例も、2012(平成24)年の公立化以降の教育実践であり、数年が経ち本学の特徴として定着しつつある。現在の課題は、更なる飛躍を図る段階にきていることとなる。

第3の事例「プロジェクト研究1~4」は、先の事例と同じく本学の教育の理念に基づく横断的な学びの基礎とした、問題解決型学習科目である。2001(平成13)年の開学時から実施しており、本学で最も専門的・実用的な技術、知識、手法の蓄積がある教育実践の1つである。

第5の事例「SDGs (持続可能な開発目標)の達成に貢献する人材の育成・研究の実施」はSDGs の趣旨が本学の基本理念と一致することから、2018 (平成30)年度から開始したところである。

### 2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」の推進	45
2	麒麟の知(地) による人材育成	46
3	プロジェクト研究1~4	47
4	習熟度を高めるグローバル人材の育成	48
5	SDGs の達成に貢献する人材の育成・研究の実施	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

3)特色ある	教育研究の取組み
タイトル (No. 1)	「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」の推進
取組の概要	本学の教育目標を達成するために、基本理念に基づく自然科学(数学を含む)、社会科学(経済、経営、歴史等)、人文科学(文学、哲学)、外国語等、深い教養の下地となる基礎教育を「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」の基礎と定義し、人間形成教育センターが主体となり、2016(平成28)年度からこれを深化する教育を進めてきた。
取組の成果	1)学部共通・基礎科目の相互受講について 環境学部の学部共通科目及び経営学部の学部共通・基礎科目のうち次の表に掲げるものについて は、もう一方の学部の学生が履修・合格した場合には、人間形成科目の総合教育科目の単位として認 定する。各学部の総合教育科目における他学部提供科目の割合は環境学部では対 える能力の獲得を図った。 [相互受講科目の一覧](カッコ内は配当年次) 環境学部提供 経営学部提供 自然環境保全観論(1) 現代経済シ内門(1) 人間環境概論(1) 総計学入門(1) 人間原境概論(1) 総対学入門(1) 人間原境概論(1) 経済学(2) 環境と倫理(2) 経済史(2) 環境と倫理(2) 経済史(2) 環境とでの大きでして 他の科目は学期に90分授業を週1回行なっているが、 2016 (平成28) 年度から1年 生、2年生の英語必修科目につ いては45分授業を選2回実 施している。英語必修授業を週 4日受講することになり、平日 はほぼ毎日のように学生が英語を勉強する学修環境を実現 している。授業評価アンケート の集計結果において、英語必修科目であるインテンシブイングリッシュの学習目標到達度及び学生満 足度は上昇傾向にあるなど、この取組みは有効に機能していると考えている。 3)地域と協働した地域活性化の充実について 地域志向科目群として「局取学」の必修化をするなど、地域への愛着やつながりを育み、現代科学による地域の在米知を再定義し、本県の活性化に貢献することができる学生を育成している。また、鳥取と男、の必修化をするなど、地域への愛着やつながりを育み、現代科学による地域の在米知を再定義し、本県の活性化に貢献することができる学生を育成している。また、鳥取と男、の必修化をするなど、地域への愛着やつながりを育み、現代科学による地域の在米知を再定義し、本県の活性化に貢献することができる学生を育成している。また、鳥取と学、鳥取短期大学、鳥取看護大学及び米子工業高等専門学校と連携して、より一層の学卒者の 県内就労や地域定着を目指して、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)」に取り組 んだ。具体的な取組みの効果は、次の取組み 2 に記載する。
自己評価	本学の理念・目的を踏まえて「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」を実践している。自らが所属しない学部の基礎を身につけた、深い教養を備えた人材の輩出を目指している。「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」は2016(平成28)年度より年次進行で実施しているため、2019(令和元)年度に初めて卒業生が出たところである。今後も引き続き、この取組みの効果を検証していかなければならない。2020(令和2)年度に、卒業生及び就職先へのアンケート等を活用しながら、この取組みの効果の総合的な検証を行い、必要な改善について内部質保証推進会議で検討することとしている。
関連資料	平成30年度事業に係る業務実績報告書 P.13 (中期計画、平成30年度事業計画及び業務実績)

タイトル	
(No. 2)	麒麟の知(地)による人材育成
取組の概要	2015 (平成 27) 年度に地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業で採択された「麒麟の知(地) による学生教育プログラムの開発・展開」において、麒麟地域(鳥取県東部地域及び兵庫県美方郡新温泉町)の在来知と現在の課題を、学生自らが体験を通じて学習・発掘・研究するカリキュラムの開発・実施を行っている。各カリキュラムを通じて、学生の地域への愛着や地域社会とのつながりを育み、地域への定着意欲とこの地域の産業・社会および知的基盤の向上に貢献する能力を高めている。
取組の成果	1. 地域志向科目・PBL 教育の充実 事前学習として全学共通必修科目である「鳥取学」を1年次に座学で学び、期中学習として1年・2年次の必修科目である地域連携型 PBL 型科目「麒麟プロジェクト研究」で麒麟地域の具体的な課題に接し、課題解決に向けた提案をとりまとめることで、より実践的な思考力や判断力を醸成している。さらに事後学習として「麒麟の知 (3年次)」で麒麟プロジェクト研究の担当教員による専門的な解説を行うことより、2年次までのカリキュラムと3年次以降の専門的な学修の連関を図っている。2. キャリア支援教育の充実 必修科目として「キャリアデザイン A (1年次) B (2年次)」、鳥取県インターンシップ推進協議会と県内の高等教育機関が共同で行う地域協働型インターンシップへの参加を要件とする「基礎インターンシップ(1年次)を開講しているほか、地元の企業と協力して現場実習を含む学びの場を提供する「特別演習(1年次)」、や地域ベンチャーを県内企業とともに考える「鳥取グリーンベンチャー」を科目化するなど幅広い分野で就業体験ができる仕組みを設けている。このほか県内企業で活躍する卒業生とのスイーツ交流会や県内企業紹介フェアの開催等による地元企業の周知のほか、経済団体が主催するフォーラムに学生が参加するなど、地域との意見調整の場を経験させ、教育効果を高める場を作ることにより、地域への定着意識と就業のための受け皿が形成され、卒業生の県内定着学の向上を図っている。3. 麒麟マイスター制度の創設これらの地域志向科目を履修し、地域での活躍が期待できる人材を認定する制度として 2019(令和元)年度から「麒麟マイスター」を設け、12名を認定した。応募条件として一定単位数の指定科目の修了を要件とし、地域活動実績や学修成果を生かした地域貢献意欲をまとめたレボートを義務付け、外部委員を交えた審査会で審査し、認定している。この麒麟マイスターを将来の地域を担入材の称号として広く地域に認知されるように努め、地元定着の一助となることを期待している。さらに麒麟やイスターが行う卒論研究のうち地域への還元が期待される研究に対し、申請により、「麒麟特別研究」として費用助なを行っており、4件を採択した。これらの研究成果については、概要を HP 上に公開して、地域の子供たるとの触れ合いによって活動に関わった学生が地域の中高生に行っている学習支援活動「環大スタディ」では、学生の教育スキルの向上や鳥取の中高生の現状への理解が深まることほか、地域の子供たちとの触れ合いによって活動に関わった学生の地域への愛着を育んでいる。5. 事業の成果 これらの取り組みの成果は、鳥取県内就職率(県内就職者・対職者・望者)にも現われつつあり、地域の子供たちとの触れの実出に寄与している。また、この成果の継続・発展を図るため、2021年度のカリキュラム改定に向けて、学生自らが目的をもって横断的に学び、視野を広げられるように「地域実践副専攻」のカリキュラムとして再編を進めている。
自己評価	体系的なカリキュラムによる地域志向人材の育成を図ることにより、地域からの要請に応え、地域を担 う人材の輩出につながっている。学内の COC 企画実行委員会において、授業評価アンケートや学修後 アンケート等の分析結果等を次期カリキュラム再編に反映していく。
関連資料	<u>公立鳥取環境大学 COC 事業 麒麟の知(地)による学生教育プログラムの開発・展開</u> <u>公立鳥取環境大学 COC 事業 麒麟の知(地)カリキュラム</u> 麒麟マイスター取得状況及び就職状況 COC 事業「麒麟の知(地) による学生教育プログラムの開発・展開 実施体制

タイトル	│ │ プロジェクト研究1~↓	4							
(No. 3)	学生が自ら考え、他者と協働しながら行動することを重視し、「思考力・判断力・表現力」を育て、「自								
	学生が自ら考え、他者 分の意見を作りつつ多様 クト研究」を開講してお 業計画の調整及び実施を	策な人々と協働し おり、人間形成教	て学ぶ態度(	(主体性・多	5様性・協信	動性)」を育む	授業「プロジェ		
明名の無事	科目名	区分	配当年次	開講期	単位数	履修区分			
取組の概要	プロジェクト研究1		1年次	前期	2	及沙巴乃			
	プロジェクト研究2	人間形成科目	1年次	後期	2				
	プロジェクト研究3	総合演習科目	2年次	前期	2	必修			
		松口供自科目		144774		-			
	プロジェクト研究4		2年次	後期	2				
	1) プロジェクト研究の	の流れ							
	①テーマの決定								
	教員が指定した研究 <sup>、</sup>	テーマの中から、	自分の興味の	つあるもの	を選ぶ。従	来の座学でに	はなく、学生が自		
	ら活動し学ぶことを	主眼とし、2019年	ミ (令和元)	度前期には	36 テーマ	を実施してい	いる。		
	②情報収集と検討								
	テーマに関する情報	を収集し、教員や	仲間と討論し	、、問題解	央への仮説	をたてる。			
	③調査や実験								
	作業の手順や分担を活	央め、現場に行き.	、聞き取り調	査やデータ	中収集、実	験を行う。学	ぶ場も学内にと		
	どまらず、地元鳥取り	こ出てゆき、地元	で学ぶことを	主実践し、1	9年度前期	引は延べ 36 回	学外に出かけて		
	いる。								
	④再検討とまとめ								
	調査や実験結果よりる	さらに検討。調査	をまとめ、問	見解決の かんしん	こめの提案	を行う。			
	⑤プレゼンテーション								
取組の成果	研究成果をパワーポ	イントでまとめ、	学内や企業、	自治体なる	ビで発表す	る。成果発表	会は、学外にも		
以他 <b></b> 00次未	公開しており、19年	度前期は高校教員	をはじめ 6	名の参加者	があった。				
	⑥公開								
	プレゼンテーション	後、学生たちの研	究成果を学内	可のネットワ	フークで公	開する。			
	2) 鍛える力								
	思考力 筋道を立て	て考える力							
	判断力 複数の異なる	る考え方から結論	を得る力						
	表現力 自らの考える	を他人に伝える力							
	主体性 自分の意見る	を作る力							
	多様性 異なる立場な	や意見を適確に理	解する力						
	協働性様々な人々	とともに目的を達	成しようとす	る力					
	3) 鍛えた力の展開								
	上記2)の鍛える力に	こついては、研究	発表者に対す	るレポー	トを元に可	視化しており	、教員はこれを		
	授業支援システム上で研	催認し、授業改善	に役立ててV	る。学生に	は 2 年間を	通じて鍛え	た力を土台に、3		
	年次よりの専門演習科目								
	プロジェクト研究は、								
自己評価	用的な技術、知識、手流								
	取り組んでいるものも彡	多く、地域人材ので	<b>育成にも寄与</b>	し、学生の	研究意欲を	対激するも	のとなっている。		
	八支自馬德塔上兴工即	以中 <del>州</del> 本上 、	<b>全学</b> 担和						
	公立鳥取環境大学人間形			10)					
関連資料	2019 年度プロジェクト	_	( <u>大字案内 P.</u>	12)_					
	プロジェクト研究の紹介	<u>I.</u>							

#### タイトル 習熟度を高めるグローバル人材の育成 (No. 4)国際化に対応した交流を円滑に行える語学力やコミュニケーション能力を養うとともに、異文化に対 する理解を深め、国際社会で活躍できるグローバル人材を育成することを目標に2014(平成26)年に国 取組の概要 際交流センター(以下、「センター」という」を設置し、学生の海外経験や語学レベルの習熟度、留学目 的などに応じた多様な国際交流・留学プログラムを提供している。また、語学習熟度の低い学生には、 留学派遣前に計画的な事前学習支援を行っている。 初級レベルでは、協定校との交流プログラムを継続実施しているほか、行政や国際交流関係団体から の海外派遣要請に積極的に学生を派遣するなど、海外経験ビギナーでも参加可能なプログラムにより異 文化体験や学生交流を通じた国際感覚の涵養に努めている。また、センターでは、学生がキャンパス内 にいながらにして国際感覚を身につけられるよう外国人スタッフが常駐する「英語村」を設置・運営し、 日ごろから英語に慣れ親しみ、英会話でコミュニケーション力を磨くことができるグローバル環境を整 備している。加えて、外国人留学生を日常的にサポートする「留学生サポーター」を募り、自主的に留 学生の生活相談や交流会などを行うことによって、多文化共生について理解を深めている。 さらに、中級レベル以上の学生の新たな留学先として2019(令和元)年4月にドイツ・カッセル大学 と協定を締結し、同年8月から本学の学生向けにカスタマイズされた研修派遣プログラムを開始した。 このプログラムは、 図1 国際交流プログラムの体系図 CEFR・B1 レベル以上の学 生のみが参加できる最上 グローバル人材の育成 位のプログラムに位置付 語学研修留学/フィールドワーク/ (実践) 環日本海圏 け、学生に対する助成金を 拡充して、学生自らが参加 短期留学(協定校・条件付) 中長期交換留学(協定校) までに英語力を鍛えるイ KOR清洲大学(1セメスター) ンセンティブとしている。 短期留学(協定校) 短期留学(協定校) ・CANトリニティウェスタン大学/NZLユニテックエ科大学/ 取組の成果 カッセル大学の英語クラ ·CHN吉林大学 (実践) スの授業は、アクティブラ 短期留学(語学研修) 学生交流事業(協定校) ーニングで行われており、 ・AUSボンド大学/USAワーナーパシ フィック大学 ・KOR・清洲大学/RUSウラジオストク 経済サービス大学 理解/語学 学生がテーマを自ら考え、 英語村 学生派遣交流(行政) グループディスカッショ (導入) チャット/アクティビティ CHNクブチ砂漠植林活動 ンにより授業が展開され カ向上の一人 留学生支援サポーター制度 ることから、今年初めて派 遣した学生 10 名は、能動 的に学習する姿勢や英語の口頭能力が大きく向上した。併せて、週ごとに「ツーリズム」、「インダスト リー」、「エネルギー」の3分野について、英語の専門科目の授業とフィールドワークで学ぶなど充実し たプログラムとなっている。 このように、本学では語学レベルに応じた体系的なプログラムを設定(図1)し、専任の経験豊富な コーディネーターが、留学経験者の体験談などを活用しながら、学生の語学への関心を喚起し、学生が 難易度の高い留学に意欲的にステップアップしていけるように導いている。例えば、前述のドイツ・カ ッセル大学の短期留学を目指す 10 人の学生に対して、春季休業等の短期間で集中的に指導した結果、 全員が指定された TOEIC スコアに到達した。 なお、留学した学生に対して留学レポートの提出とコーディネーターとの面談を課しており、これに より留学効果を測り、次年度のプログラムに活かす体制を整えている。 近年は、海外留学を目指す学生数も安定し、多くの学生を派遣している。令和元年度末で海外留学を 自己評価 経験した学生は 92 名であった。また、高い習熟度を必要とする長期留学や海外インターンシップなど を視野に入れ、さらなるプログラムの拡充と学生指導に努めている。 国際交流事業の紹介 交流実績 協定校一覧 英語村 関連資料 本学における海外留学・研修プログラム

#### タイトル SDGs の達成に貢献する人材の育成・研究の実施 (No. 5)SDGs の趣旨は、本学の基本理念である「人と社会と自然との共生」に一致することから、全学的に 取組の概要 SDGs の達成に向けて取組みを推進することを明確に打ち出し、2018 (平成 30) 年 10 月 10 日に「SDGs 取組宣言」を掲げた。全学的な推進体制のもと SDGs の達成に向けた教育・研究活動を展開している。 2018 (平成30) 年度に大学幹部で構成する SDGs 推進本部を設置し、全学的な SDGs 推進を統括し、か つ教員 5 名で構成する SDGs 幹事会が具体的な推進計画等の立案を行ってきた。さらなる推進体制の強 化のため、推進本部において組織体制の見直しを行い2020(令和2)年度からは本学のサステイナビリ ティ研究所が、事業の推進を担っている。取組みに着手した2018年度は全学の活動に関して17ゴール のタグ付け及び関係性の整理を行うとともに、教育、研究、地域貢献において本学が推進すべき事項の 方向付けを行った。2019 年度から SDGs 事業計画(※別添資料1)を策定し、具体的な取り組みを推進 している。 【2019 年度の実績】 1) 教育 本学が開講するすべての授業科目と SDGs の 17 ゴールとの関連性をシラバスに掲載し、学生に明示 するとともに、各講義で SDGs を盛り込むなど、幅広く学生が SDGs について学ぶ機会を提供した。(※別 添資料2)また、経営学部では、学生が気軽に立ち寄り、SDGs について学び、語り合う場として「SDGs カフェ」を開催し、学生の関心、理解を深めた。 開催日 テーマ 参加者 第1回 SDGs カフェ 2019 (令和元) 年 9 月 24 日 フェアトレード 30名 2020 (令和2) 年1月30日 エシカル消費 40名 第 2 回 SDGs カフェ 2)研究 専任教員を対象とする学内の競争的研究費助成制度においても、申請書に研究テーマと SDGs のゴー ルとの関連を記載する欄を設け、教員の SDGs 研究への取り組みを推奨している。令和元年度は 22 件 取組の成果 の研究を実施しており学術的または実践的な研究成果が期待される。(※別添資料3) また、学内の出版補助制度を利用して、2020(令和2)年3月に教員の研究活動に基づく専門書を刊 行した。学生はもとより広く地域社会に向けて SDGs の啓発に寄与することを目指している。 3)地域貢献 本学主催による一般向けのシンポジウムの開催、経済団体等での教員による講演、小学生対象の夏休 みエネルギー教室など、多種多様な手段による SDGs の啓発活動を行った。また、環境学部では「SDGs 地 域塾」を開催し、地域課題に基づいて学生と地域住民等が対面して意見を交換する場を設け、学生の SDGs 活動の促進と地域課題の解決への貢献を目指している。 ①シンポジウムの開催 SDGs シンポジウム 令和元年 11 月 29 日 | 参加者 130 名 SDGs 講演会 令和元年 12 月 20 日 │ 参加者 50 名 夏休みエネルギー教室 令和元年8月3日 参加者 24名 ②SDGs 地域塾 (環境学部) ①気象観測システムを用いた地域活性化(4月) ②鳥取市佐治地域の活性化(7月) ④鳥取市の環境を考える(10月) ③女性の働き方(7月) ⑤鳥取市の農業施策(10月) ③地域プラットフォームへの参画 鳥取県内の SDGs に取組む近隣団体等へのプラットフォーム「とっとり SDGs 推進会議」の発足に参画 賛同する約20会員同士の情報交換、相互交流等を深めており、さらなる連携の推進が期待される。 2019 (令和元) 年度から年度計画に基づく取組みを開始し、順調に進捗していると自己評価している。 自己評価 この評価結果をもとにさらに本学の強みを活かせるよう推進本部において計画の見直しを行うことと 授業科目と SDGs との関係 (環境学部) 授業科目と SDGs との関係 (経営学部) 特別研究費助成と SDGs との関係 **TUES**×SDGs 関連資料 令和2年度以降の SDGs 推進体制について 令和元年度 SDGs シンポジウム 聴講学生の声

2019 (令和元) 年度第3回 SDGs 幹事会の概要

# 認証評価共通基礎データ

### ◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。 本様式は、\*\*\*\*年度申請用に作成していますので、\*\*\*\*年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1 (組織・設備等)、様式2 (学生) に分かれています。 それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「一」(ハイフン)としてください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、 各セルに「-」 (ハイフン) を記入するなどしてうめてください。

# 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和2年5月1日現在)

	事	項記入欄備考													
	大	学の名称公立鳥	取環境大学	<u> </u>											
	学	校本部の所在地鳥町	以県鳥取市:	若葉台北一	丁目1-1										
		学部・学科等の名称	開設。	<b>羊月日</b>			月	f 在	t	地			備		考
			1,1110										, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	学士														
	-m	理接受如理接受到	201	0年4日1日	自形旧自用	加士芒兹ム	·北一丁目1								
	4口	環境学部環境学科 経営学部経営学科	201	2年4月1日 同上	局上	拟叩石朱石	. M. — ] 目 I	_ '							
				I-I-I	шт										
		研究科・専攻等の名称	開設。	主日日			Ē	· 在	+	抽			備		考
	大	MIZUIT 주소·교육	mu.	. /, н				, 1 <u>t</u>					NH1		د.
	学院														
教	課	環境経営研究科環境学専攻(M)	201	6年4月1日	鳥取県鳥耳	取市若葉台	北一丁目1	-1							
育皿	程	環境経営研究科経営学専攻(M)		同上											
究															
育研究組織	専門	研究科・専攻等の名称	開設。	<b>羊月日</b>			月	f 在	t	·····································			備		考
中段	門聯														-
	職学位														
	課														
	程														
		別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設。	<b>FR</b> 0			月	· 在		tih			備		
		が付。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	用取-	+ /1				1 1±	,	꾠			1/H		75
	別 科														
	等														
	学4	Ξ募集停止中の学部・研究科等   学部□	□学科(	年度学生募	集停止 右	生学生数	人)								
	Ī		111		· 中			<u> </u>				非常勤	専任教員一人		<u></u>
	,	学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	基準	数	うち教授数	助手	教員	あたりの在籍 学生数	備	考
		環境学部環境学科	13 人	11 人	4 人	0 人	28 人		人	8.5 人	0 人	6 人	21.82 人		
	課	経営学部経営学科	11	7	6	0	24	14		7	0	6	26.13		
	程	その他の組織等(人間教育研究センター) (大学全体の収容定員に応じた教員数)	5	4	1	0	10	15	- i	7.5	0	27	_		
		計	29 人	22 人	11 人	0 人	62 人		人	. 23 人	0 人	39 人	19.97 人		
					研究指導	尊教員及び	研究指導補	助教員	Į	THE			非常勤		
教員組	大学	研究科・専攻等の名称	研究指導 教員	うち	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員	うち			基準数計	助手	非吊勤 教員	備	考
組織	· 院	環境経営研究科環境学専攻(M)	19 人	教授数 10 人	5 人	24 人	基準数 4 人	教授 3		基準数 . ※ 3 人	7 人	0 人	0 人	※研究指導教	ਭੋ <i>ਾ</i> ‡,ਜ
織	灬	環境経営研究科経営学専攻(M)	17	11	8	25	5	4		* 4	9	0	0	ハッフいは守奴!	
		計	36	21	13	49	9	7		7	16	0	0		
	専					専 任	教 員						<b>北宗</b> #		
	門職	研究科・専攻等の名称	専任	うち	うち実務家	3t 7:40	基準数	うち		うち実務家「	<b>ネナフナ</b> リ	助手	非常勤 教員	備	考
	学		教員	教授数	専任教員数	うちみなし 専任教員数		教授	数	教員数	うちみなし 教員数				
	位課		人	人	人	人	人		人	. 人	人	人	人		
	程	計	0	0	0	0	0	0	)	0	0	0	0		
		区分		基準面積		<u> </u>	共用			用する他の学校等の		計		<u></u> 備	考
	校	校舎敷地面積		_		95,837 <b>m</b> i		0 <b>m</b> ²	1	0		95,837 <b>m</b> ²			
	地 等	運動場用地				26,125		0		0		26,125			
	.2	校地面積計 その他		11,120		21,962 53,357		0		0		21,962 53,357			
		区分		基準面積		<del>90,007</del> 専用	共用		共用	用する他の学校等の		<del>計</del>			
		校舎面積計		12,366		32,162 <b>m</b> ²		0 <b>m</b>		0	m :	32,162 <b>m</b> ²			
	校	教 学部・研究科等の名称 員 環境学部		至	<b>数</b>		ļ		_		_	_			
		研				28 室 24	-								
	舎	究 経宮学部 室 人間形成教育センター				10	1								
		教 区分		講義室	漳	智室	実験実	習室	情報	報処理学習施	設語学	学習施設			
施設	等	室 本部		17	室	52 室		25 室		0	室	9 室			
設 •		施													
亞		設	1		[		I		l		l		I		

備		図書館等の名称	面積		閲覧座席数		
等	図	情報メディアセンター	2,917 m²		277 席		
1	書館						
	•						
:	図書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学徒	<b>析雑誌〔うち外国書〕</b>	電子ジャーナル〔うち国外〕	
	資	情報メディアセンター	97,703 [ 11,812 ] 冊		2,807 [ 2,613 ] 種	種 2,661 [ 2,500 ] 種	
	料 [ 楽 ]		[ ]		( )	( )	
	"		[ ]		[ ]	( )	
		計	97,703 [ 11,812 ]		2,807 [ 2,613 ]	2,661 [ 2,600 ]	
1	本育	館	面積				
		本部	1,6	65 m <sup>2</sup>			

#### [注

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、 「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」 と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は 「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。 ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員(兼担)は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
  - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
  - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示 第175号)別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
  - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」 (平成15年文部科学省告示第53号)第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員(実務家専任教員)、 及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員 以外の者(みなし専任教員)の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に( )で添えて記入してください。

なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に に基づき薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件」 (平成16年文部科学省告示第175号)第1項及び同第2項に定める教員を指します。

- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設(大学設置基準第39条第1項を参照)用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票(様式第20号)における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が 他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等 が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して 1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

### 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和2年5月1日現在)

<大学>									
学部名	学 科 名	項目	令和2年度	令和元年度 (平成31年度)	平成30年度	平成29年度	平成28年度	入学定員に対 する平均比率	備考
_		志願者数	555	658	545	614	676		
環	環	合格者数	182	179	173	178	171		
44	14	入学者数	152	141	149	151	141		
境	境	入学定員	138	138	138	138	138	106%	
学	学	入学定員充足率	110%	102%	108%	109%	102%		
7	7	在籍学生数	611	593	587	592	600		1
部	科	収容定員	556	556	556	556	556		
		収容定員充足率	110%	107%	106%	106%	108%		
経	経	志願者数	805	985	1129	664	1.039		
		合格者数	248	247	230	263	246		
営	営	入学者数	154 138	158 138	142 138	169 138	150 138	112%	
		入学定員 入学定員充足率	112%	114%	103%	122%	109%		
学	学	在籍学生数	627	625	615	640	618		
		収容定員	556	556	556	556	556		
部	科	収容定員充足率	113%	112%	111%	115%	111%		
		志願者数	1,360	1.643	1.674	1,278	1,715		
		合格者数	430	426	403	441	417		
		入学者数	306	299	291	320	291	109%	
슅	計	入学定員	276	276	276	276	276		
		入学定員充足率 在籍学生数	111% 1.238	108%	105% 1,202	116% 1,232	105%		
		<u> </u>	1,238	1,218 1,112	1,202	1,232	1,218 1,112		
		収容定員充足率	111%	110%		111%			

_<編入学>								
学部名	学 科 名	項目	令和2年度	令和元年度 (平成31年度)	平成30年度	平成29年度	平成28年度	備考
T000	環境学科	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
環 境 学		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	1	0	0	0	1	
学		入学定員(3年次)	2	2	2	2	2	
部		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	
経	経営学科	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
営		入学者数(3年次)	1	0	0	1	0	
学		入学定員(3年次)	2	2	2	2	2	
部		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
l .		入学者数(3年次)	2	0	0	1	1	
台	計	入学定員(3年次)	4	4	4	4	1	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	Ŏ	Ŏ	ŏ	ŏ	Ö	

<大学院	>								
学部名	学 科 名	項目	令和2年度	令和元年度 (平成31年度)	平成30年度	平成29年度	平成28年度	入学定員に対 する平均比率	備考
		志願者数	3	3	6	2	4		
環		合格者数	3	2	5	2	4		
	環境学専攻	入学者数	2	2	5	2	3	28%	
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	20%	20%	50%	20%	30%		
境		在籍学生数	5	8	8	5	3		
経 営 研		収容定員	20	20	20	20	10		
営		収容定員充足率	25%	40%	40%	25%	30%		
妍	経営学専攻	志願者数	2	1	2	2	0	24%	
究 科		<u>合格者数</u>	2	1.	2	1	0		
件		入学者数	2	1 5	2 5	1 5	0		
		入学定員 入学定員充足率	40%	20%	40%	20%	5 0%		
		在籍学生数	3	3	3	20/0	0		
		収容定員	10	10	10	10	5		
		収容定員充足率	30%	30%	30%	10%	0%		
		志願者数	5	4	8	4	4		
合 計		合格者数	5	3	7	3	4		
		入学者数	4	3	7	3	3	27%	
		入学定員	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率	27%	20%	47%	20%	20%		
		在籍学生数	8	11	11	6	3		
		収容定員 収容定員充足率	30 27%	30 37%	30 37%	30 20%	15 20%		
		収谷正貝允正平	21%	3/%	3/%	20%	20%		

- [注]

  1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
  なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。

  2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。

  3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。

  4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。

  5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。

  入学定員元足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員元足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。

  入学定員の表といては別途確認します。

  8 最新年度の秋入学については別途確認します。

  9 編入学の定員を設定していては別途確認します。

- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表 (〈編入学〉の表ではない方) の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。